

平成九年法律第二百二十三号

介護保険法

目次

第一章 総則（第一条—第八条の二）	第二章 被保険者（第九条—第十三条）
第三章 介護認定審査会（第十四条—第十七条）	第四章 保険給付（第十八条—第二十六条）
第五節 通則（第十八条—第二十六条）	第六節 認定（第二十七条—第三十九条）
第六節 介護給付（第四十条—第五十一条の四）	第七節 予防給付（第五十二条—第六十一条の四）
第五章 市町村特別給付（第六十二条）	第八章 地域支援事業等（第一百十五条の四十五—第一百五十五条の四十九）
第六節 保険給付の制限等（第六十三条—第六十九条）	第九章 介護保険事業計画（第一百六十六条—第一百二十条の二）
第五章 介護支援専門員及び事業者及び施設	第十章 地域支援事業等（第一百五十五条の四十五—第一百五十五条の四十九）
第一節 介護支援専門員	第十一章 指定介護予防支援事業者（第一百五十五条の三十一—三百五十五条の四十四）
第一款 登録等（第六十九条の二—第六十九条の十）	第十二章 関係業務（第一百六十条—第一百七十五条）
第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等（第六十九条の十一—第六十九条の三十三）	第十三章 業關係業務（第一百七十六条—第一百九十九条）
第三款 義務等（第六十九条の三十四—第六十九条の三十九）	第十四章 雜則（第一百九十七条—第二百四十四条）
第二節 指定居宅サービス事業者（第七十条—第七十八条）	附則
第三節 指定地域密着型サービス事業者（第七十九条—第八十五条）	
第四節 指定居宅介護支援事業者（第七十九条—第八十五条）	
第五節 介護保険施設	
第一款 指定介護老人福祉施設（第八十六条—第九十三条）	
第二款 介護老人保健施設（第九十四条—第一百六十六条）	
第三款 介護医療院（第一百七一条—第一百五十五条）	
第六節 指定介護予防サービス事業者（第一百五十五条の二—第一百五十五条の十一）	
第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者（第一百五十五条の十二—第一百五十五条）	
第八節 指定介護予防サービス事業者（第一百五十五条の二十一—第一百五十五条）	

第一節 費用の負担（第一百二十二条—第一百四十六条）	第二節 財政安定化基金等（第一百四十七条—第一百五十九条）
第三節 医療保険者の納付金（第一百五十条—第一百五十九条）	第四節 介護給付費等審査委員会（第一百七十九条—九条—第一百八十二条）
第五節 介護給付費等審査請求（第一百八十三条—第一百九十九条）	第六節 審査請求（第一百八十三条—第一百九十九条）
第六節 判罰則（第二百五十三条—第二百五十五条）	第七節 第二章 総則（目的）
第七節 第一章 総則	

第一節 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関する必要な保険給付を行ふものとする。	第二節 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
第二節 介護保険は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第三節 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。
第三節 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第四節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。
第四節 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たつては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。	第五節 国及び地方公共団体は、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者の支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。
第五節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第六節 国及び地方公共団体は、被保険者に対する認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することによる効果を最大限に發揮するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者（第一百五十五条の三十二—第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）等と連携し、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じたりハビリテーション及び介護方法に関する調査研究の推進に努めるとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させるよう努めなければならない。
第六節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第七節 国及び地方公共団体は、地域における認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
第七節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第八節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

第一節 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関する必要な保険給付を行ふものとする。	第二節 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
第二節 介護保険は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第三節 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。
第三節 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第四節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。
第四節 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たつては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。	第五節 国及び地方公共団体は、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者の支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。
第五節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第六節 国及び地方公共団体は、被保険者に対する認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することによる効果を最大限に發揮するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者（第一百五十五条の三十二—第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）等と連携し、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じたりハビリテーション及び介護方法に関する調査研究の推進に努めるとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させるよう努めなければならない。
第六節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第七節 国及び地方公共団体は、地域における認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
第七節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第八節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

第一節 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関する必要な保険給付を行ふものとする。	第二節 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
第二節 介護保険は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第三節 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。
第三節 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第四節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。
第四節 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たつては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。	第五節 国及び地方公共団体は、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者の支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。
第五節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第六節 国及び地方公共団体は、被保険者に対する認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することによる効果を最大限に發揮するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者（第一百五十五条の三十二—第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）等と連携し、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じたりハビリテーション及び介護方法に関する調査研究の推進に努めるとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させるよう努めなければならない。
第六節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第七節 国及び地方公共団体は、地域における認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
第七節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。	第八節 第一項の保険給付は、被保険者が要介護状態となつた場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前三項の施策の推進に当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するとともに、認知症である者が地域社会において尊厳を保持しつ他の人々と共生することができるよう努めなければならない。
(医療保険者の協力)
第六条 医療保険者は、介護保険事業が健全かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。
(定義)

第七条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護をすると見込まれる状態であつて、その介護の必要な程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）

2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護をする状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むるものをいう。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態にある六十五歳以上の者

二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病であつて政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によつて生じたものであるもの

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をい。

一 要支援状態にある六十五歳以上の者

二 要支援状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要支援状態の原因である

5 身体上又は精神上の障害が特定疾病によつて生じたものであるもの

6 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からのお相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第二百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。）を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むるのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

7 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるまでの間にある者及び同法の規定に従事した者並びに同法の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

8 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九百十二号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

7 この法律において「医療保険者」とは、医療各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県及び市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をい。

8 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をい。

一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による被保険者を除く。

二 船員保険法の規定による被保険者

三 国民健康保険法の規定による被保険者

4 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

5 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

6 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

7 健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるまでの間にある者及び同法の規定に従事した者並びに同法の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

8 この法律において「訪問看護」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合して行わるる入浴の介護をいう。）に認めたものに限る。）について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める基準により行わるる療養上の世話又は必要な診療の補助をい。

9 この法律において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をい。

一 この法律

二 第六項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十号）

四 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

5 この法律において「訪問リハビリテーション」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行わるる理学療法、作業療法その他必要な補助をい。

6 この法律において「居宅療養管理指導」とは、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをい。

7 この法律において「通所介護」とは、居宅介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をい。

8 この法律において「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維

居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス又は費用に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者との依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項、第四百十五条の四十五第二項第三号及び別表において「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行つことをい、居宅介護支援事業とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院をいう。

この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入

浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において單に「要介護者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

この法律において「介護医療院」とは、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要な程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

第八条の二 この法律において「介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

第八条の二 この法律において「介護予防サービス」とは、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定

2 この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、要支援者であつて、居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」という。）について、その介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

3 この法律において「介護予防訪問看護」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師その他厚生労働省令で定める者に限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

4 この法律において「介護予防訪問リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

5 この法律において「介護予防居宅療養管理指導」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

6 この法律において「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

7 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要支援者（その治療の必要な程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護医療院その他、厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等の介護その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うこという。

8 この法律において「介護予防特定施設入居者生活介護」とは、特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

9 この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

10 この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであつて入浴又は排水せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

11 この法律において「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護、密着型介護予防サービスとは、介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「特定地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型

13 居宅介護をいい、「地域密着型介護予防サービス事業」とは、地域密着型介護予防サービスを行う事業をいう。

所介護」とは、居宅要支援者であつて、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

この法律において「介護予防小規模多機能型

「居宅介護」とは、居宅を支援者について、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいふ。

15 案言語練習を行なう。……をいふ。
この法律において、「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、要支援者（厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。）であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

16 この法律において「介護予防支援」とは、居宅支援者が第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、特定介護予防・日常生活支援総合事業(市町村、第一百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者又は第一百十五条の四十七第七項の受託者が行うものに限る。以下この項及び第三十二条第四項第二号において同じ。)及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス(以下この項において「指定介護予

防サービス等」という。(適切な利用等をすることができるよう、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この項、第一百五条の三十の二第一項、第一百五十五条の四十五第二項第三号及び別表において「介護予防サービス計画」という。)を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行なう者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上上の者（以下「第一号被保険者」という。）

二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

（資格取得の時期）

防サービス等」という。(の適切な利用等をすることができるよう、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この項、第一百五条の三十の二第一項、第二百十五条の四十五第二項第三号及び別表において「介護予防サービス計画」という。)を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行なう者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行なう事業をいう。

(資格喪失の時期)

第十一條 第九条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。

第二号 被保険者は、医療保険加入者でなくなりた日から、その資格を喪失する。

(届出等)

第十二条 第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。ただし、第十条第四号に該当するに至つたことにより被保険者の資格を取得した場合(厚生労働省令で定める場合を除く。)については、この限りでない。

第一号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第一号被保険者に代わって、当該第一号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

三 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

四 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに被保険者証を返還しなければならない。

五 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の三の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の理由に基づく第一項本文の規定による届出があつたもののみなす。

前各項に規定するもののほか、被保険者に關する届出及び被保険者証に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例)

第十三条 次に掲げる施設(以下「住所地特例対象施設」という。)に入所又は入居(以下「入所等」という。)することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者(第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、

4 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに被保険者証を返還しなければならない。

5 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の三の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があつてこつとみよ。

(資格喪失の時期)

第十一一条 第九条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つたときは、その日から、その資格を喪失する。

第二号被保険者は、医療保険加入者でなくなりた日から、その資格を喪失する。

(届出等)

第十二条 第一号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。ただし、第十条第四号に該当するに至つたことにより被保険者の資格を取得した場合（厚生労働省令で定める場合を除く。）については、この限りでない。

第一号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第一号被保険者に代わって、当該第一号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

被保険者は、市町村に對し、当該被保険者こ

は老人福祉法第十一條第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この項目及び次項において「住所地特例対象被保険者」という。)であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村(当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続していいた住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設(以下この項及び次項において「現入所施設」という。)に入所等をする直前に入所等をしていいた住所地特例対象施設(以下この項において「直前入所施設」という。)及び現入所施設のそれぞれに入所等をすることにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)については、この限りでない。

一 介護保険施設

二 特定施設

三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

特定対象施設のそれぞれに入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる住所地特例対象被保険者であつて、当該二以上の中の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の市町村

一 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうちの一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすること(以下この号において「継続入所等」という。)により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所

変更」という。」を行つたと認められる住所地特例対象被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町

（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 被保険者の要支援状態に関する保険給付
（以下「予防給付」という。）
三 前二号に掲げるもののほか、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるもの（第五節において「市町村特別給付」という。）

者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十五条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十五条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十五条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サ

ス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

とができる。

市町村が行う介護保険の被保険者とされた者又は前項の規定により同項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）が、当該住所等をしている住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）及び当該住所地特例適用被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

第十四章 第三十八条第二項に規定する審査判定 （介護認定審査会）

業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

第十五条 認定審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

第十六条 都道府県は、認定審査会について地方
(共同設置の支援)

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をし

2 ようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。
都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるよう必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(政令への委任規定)
第十七条 この法律に定めるもののほか、認定審査会の権限に必要な事項は、政令で定まる。

第四章 保険給付

る保険給付とする。
一 被保険者の要介護状態に関する保険給付
(以下「介護給付」という。)

二 被保険者の要支援状態に関する保険給付（以下「予防給付」という。）

三 前二号に掲げるもののほか、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるもの（第五節において「市町村特別給付」という。）

（市町村の認定）

第十九条 介護給付を受けようとする被保険者は、要支援者は、要介護者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。

（他の法令による給付との調整）

第二十条 介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）は、当該要介護状態等につき、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付若しくは療養給付その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち介護給付等に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、又は当該政令で定める給付以外の給付であつて国若しくは地方公共団体の負担において介護給付等に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。（損害賠償請求権）

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3 市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。（不正利得の徴収等）

第二十二条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

（市町村の認定）

第二十三条 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問問リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサードパーティ、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサードパーティ、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサードパーティに從事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービ

（文書の提出等）
第二十三条 市町村は、保険給付に關して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス（これに相当するサービスを含む。）、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）若しくは照会等対象者」という。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る者又はこれららの者であつた者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第二十四条の二 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下この条において「指定市町村」）に委託することができる。
一 第二十三条に規定する事務（照会等対象者の選定に係るものを除く。）
二 第二十七条第二項（第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条规定による調査に係る調査を含む。）の規定による調査に係る調査を除く。）
三 その他厚生労働省令で定める事務
四 指定市町村事務受託法人の役員若しくは職員（前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。次項において同じ。）又はこれららの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
5 市町村は、第一項の規定により公務に從事する職員（市町村は、第一項の規定により同項第一号又は第三号に掲げる事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
6 前各項に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人に関する必要な事項は、政令で定める。（指定都道府県事務受託法人）
第二十四条の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下この条において「指定市町村」）に委託することができる。
一 第二十三条に規定する事務（照会等対象者の選定に係るものと解釈してはならない。）
二 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）
三 その他厚生労働省令で定める事務
四 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
五 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員のみならず。
六 指定都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
7 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。
8 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。
9 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第一項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものとする。
10 市町村は、第一項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに、第二項の規定による調査（第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合においては、当該委託に係る調査と、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によつて生じたものであることを通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に係る審査及び判定を求めるものとする。
11 第一項の申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請があつた日から三十日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。
12 第一項の申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないと、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る被保険者は、

9 第二十七条第十項から第十二項までの規定は、第一項の申請及び当該申請に対する処分に

第三十三条 要支援認定は、要支援状態区分に応（要支援認定の更新）

じて厚生労働省令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

満了後ににおいても要するおせき金に該当するとの旨を記されることは、厚生労働省令で定めることによる。市町村に対し、当該要支援認定の更新（以下「要支援更新認定」という。）の申請をすることができる。

3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から一月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができる。

4 前条(第七項を除く)及び第二十八条第五項から第八項までの規定は、前一項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三項の申請に係る要支援更新認定は、申請に係る要支援認定の有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

第一項の規定は、要支援更新認定について準用する。この場合において、同項中「厚生労働省令で定める期間」とあるのは、「有効期間の満了日の翌日から厚生労働省令で定める期間」と読み替えるものとする。

第三十三条の二 要支援認定を受けた被保険者
(要支援状態区分の変更の認定)

は、その支援の必要的程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省が令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

第二十一条第五項から第八項まで及び第三十二条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三条の二 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要な程度が低

下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至つたと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第三十二条第四項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする。

2 第二十八条第五項から第八項まで並びに第三十二条第二項から第五項まで及び第六項前段の規定は、前項の要支援状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的説替えは、政令で定めることとする。

險者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対するその被保険者証の提出を求め、第三十一条

第六項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。

一 要支援者に該当しなくなつたと認めるとき。

前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第三項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。

第二十八条第五項から第八項まで並びに第三

第十二条第二項、第三項、第四項前段、第五項及び第六項前段の規定は、前項第一号の規定による要支援認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(要介護認定等の手続の特例)

（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当しないと認める場合であつても、要支援者に該当すると認めるときは、第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、その旨を市町村に通知することができる。

市町村は、前項の規定による通知があつたときは、当該通知に係る被保険者について、第三十二条第一項の申請がなされ、同条第三項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同

条第四項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要支援認定をすることができる。この場合において、市町村は、当該被保険者に、要支援認定をした旨を通知するとともに、同条第六項各号に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 認定審査会は、第三十二条第三項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当すると認めたときは、第三十二条第四項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて

4 準用する場合を含む)の規定にかかるべき
その旨を市町村に通知することができる。
市町村は、前項の規定による通知があつたと
きは、当該通知に係る被保険者について、第二
十七条第一項の申請がなされ、同条第四項の規
定により認定審査会に審査及び判定を求め、同
条第五項の規定により認定審査会の通知を受け
たものとみなして、要介護認定をすることができ
る。(この場合において、右の者が同一の者と
見做す。)

る。この場合において、市町村は当該被保険者に、要介護認定をした旨を通知するとともに、同条第七項各号に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

認定審査会は、第三十一条第一項において準用する第二十七条第四項の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者

に該当しないと認める場合であつても、要支援者に該当すると認めるときは、第三十一条第二項において準用する第二十七条规定にかかるらず、その旨を市町村に通知することができる。

6 市町村は、前項の規定による通知があつたときは、当該通知に係る被保険者について、第三

十二条第一項の申請がなされ、同条第三項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第四項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要支援認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る被保険者に対するその被保険者証の提出を求め、これに同条第六項各号に掲げる事項を記載し、これを返付するものとする。

(住所移転後の要介護認定及び要支援認定)

第三十六条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町

村の行う介護保険の被保険者となつた場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から十四日以内に、当該他の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第二百七十七条第四項及び第七項前段又は第三十二条第三項及び第六項の規定による。

項前段の規定にかかるらず
及び判定を経ることなく、当該書面に記載され
ている事項に即して、要介護認定又は要支援認
定をすることができる。

(介護給付等対象サービスの種類の指定)

第三十七条 田中林は要介護認定要介護更新認定、第一十九条第二項において準用する第十七条第七項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定期定、要支援更新認定又は第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に認定とよぶこととする）、第二十

定」という)をするに当たっては、第二十七条第五項第一号(第二十八条第四項、第二十九条第二項及び第三十条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第四項第一号(第三十三条第四項、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る認定審査会の意見に基づき、当該認定に係る被保険者が受けける

ことができる居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービ

ス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る施設サービス費若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービスの種類を指定することができる。この場合において、市町村は、当該被保険者の被保険者証に、第二十七条规定による特例地域密着型介護予防サービス費に係る第二項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む）、第三十三条の三第一項後段若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載に併せて、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載するものとする。

2 前項の規定による指定を受けた被保険者は、当該指定に係る居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請をすることができる。

3 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者証を添付して行うものとする。

4 市町村は、第二項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聞き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更を定めることができる。

5 市町村は、前項の規定により第一項の申請に係る被保険者について第一項前段の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス又は地城密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。

（都道府県の援助等）

第三十八条 都道府県は、市町村が行う第二十七

条から第三十五条まで及び前条の規定による業

務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福利社に関する事務所をいう。）又は保健所による

第七項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む）、第三十

一条 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務

（第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定により認定審査会が行う業務をいう。以下この条において同じ。）を行ふ都道府県に、当該

審査判定業務を行わせるため、都道府県介護認定審査会を置く。

2 第十五条规定及び第十七条の規定は、前項の都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条中「市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 第十五条规定及び第十七条の規定は、前項の都道府県介護認定審査会について準用する場合を含む。、第三十条、第三十二条（第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三及び第三十五条から前条までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「認定審査会」とあるのは、「都道府県介護認定審査会」とする。（厚生労働省令への委任）

（介護給付の種類）

第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とす

（一）居宅介護サービス費の支給

（二）特例居宅介護サービス費の支給

（三）地域密着型介護サービス費の支給

（四）特例地域密着型介護サービス費の支給

（五）居宅介護福祉用具購入費の支給

（六）居宅介護住宅改修費の支給

（七）居宅介護サービス計画費の支給

（八）特例居宅介護サービス計画費の支給

（九）施設介護サービス費の支給

（十）特例施設介護サービス費の支給

（十一）高額介護サービス費の支給

（十二）特定入所者介護サービス費の支給

（十三）特例特定入所者介護サービス費の支給

（居宅介護サービス費の支給）

第十一の二 高額医療合算介護サービス費の支給

十一 特定入所者介護サービス費の支給

十二 特定入所者介護サービス費の支給

十三 特例特定入所者介護サービス費の支給

（居宅介護サービス費の支給）

十一 特定入所者介護サービス費の支給

十二 特定入所者介護サービス費の支給

域密着型サービス費（特定地設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地密着型サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村（）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費（特定地密着型サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の意見を反映させ、及び必要に措置を講じなければならない。要介護被保険者が指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けたとき、当該要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型サービスが当該指定居宅介護支援の対象となつて居る場合は、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該要介護被保険者が当該指定地域密着型サービス事業者に支払うべき当該指定地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型サービス費として当該要介護被保険者に対する支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該指定地域密着型サービス事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、要介護被保険者に対し地域密着型介護サービス費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定地域密着型サービス事業者から地域密着型介護サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地密着型サービスに係るものに限る。）の請求にあつては、施設所在市町村）が定める額及び第七十八条の四第二項又は第五項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地密着型サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村（）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費（特定地密着型サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の意見を反映させ、及び必要に措置を講じなければならない。要介護被保険者が指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けたとき、当該要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型サービスが当該指定居宅介護支援の対象となつて居る場合は、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該要介護被保険者が当該指定地域密着型サービス事業者に支払うべき当該指定地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型サービス費として当該要介護被保険者に対する支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該指定地域密着型サービス事業者に支払うことができる。

9 第四十四条 第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は地域密着型介護サービスに係るものに限る。の請求について、施設所在市町村が定める指定地域密着型サービス事業者の事業の設備及び運営に関する基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

10 前各項に規定するもののほか、地域密着型介護サービス費の支給及び指定地域密着型サービス事業者の地域密着型介護サービス費の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。（特例地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の三 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。

一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。）の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

一 特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービス）に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

る費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村(施設所在市町村の長が同条第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保險者その他の厚生労働省令で定める者に係る特例地域密着型介護サービス費(特定地域密着型サービスに係るものに限る)の額にあっては、施設所在市町村)が定めた額を基準として、市町村が定める。

3 市町村長は、特例地域密着型介護サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型サービス若しくはこれに相當するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「地域密着型サービス等を担当する者等」という)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型サービス等を担当する者等の該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(居宅介護サービス費等に係る支給限度額)

第四十三条 居宅要介護被保險者が居宅サービス等区分(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)及び地域密着型サービス(これに相当するサービスを含み、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。)について、その種類ごとの相互の代替性の有無等を勘査して厚生労働大臣が定める二以上の種類からなる区分をいう。以下同じ。)ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において受けた一の居宅サービス等区分に係る居宅サービスにつき支給する居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅介護サービス費の額の総額並びに地域密着型サービスにつき支給する地域密着型介護サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護サービス費等又は支給限度基準額を基礎と

2 前項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅サービス等区分ごとに、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における当該居宅サービス等区分に係る居宅サービス及び地域密着型サービスに係る第四十一条第四項各号及び第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。

3 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第一項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額とすることができる。

4 市町村は、居宅要介護被保険者が居宅サービス及び地域密着型サービスの種類（居宅サービス等区分に含まれるものであつて厚生労働大臣が定めるものに限る。次項において同じ。）ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において受けた一の種類の居宅サービスにつき支給する居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅介護サービス費の額の総額並びに一の種類の地域密着型サービスにつき支給する地域密着型介護サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護サービス費の額の合計額について、居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができないこととすることができる。

5 前項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は、居宅サービス及び地域密着型サービスの種類ごとに、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における当該居宅サービス等区分に応じた標準的な利用の態様、当該居宅サービス及び地域密着型サービスに係る第四十一条第四項各号及び第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準等を勘案し、当該居宅サービス及び地域密着型サービスを含む居宅サービス等区分に係る第一項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額（第三項の規定に基づき条例を定めて

第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の七十を超える百分の百以下の範囲（高額介護サービス費の支給）」とする。

第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けたときには、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」といいう。）に対して、「特定介護サービス」という。）を受けていたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」といいう。）は指定居宅サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護保険施設等」といいう。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、当該特定入所者が、当該特定介護保険施設等から特定介護被保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は居住費の基準費用額若しくは居住費の負担限度額を定めた後に、特定介護保険施設等における食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

特定入所者が、特定介護保険施設等から特定介護被保険者に對し、高額介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

一 指定介護保険施設サービス
二 介護保健施設サービス

三 介護医療院サービス

四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
五 短期入所生活介護
六 短期入所療養介護

2 前項に規定するもののほか、高額介護サービスの支給要件、支給額その他の高額介護サービス費の支給に關して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

（高額医療合算介護サービス費の支給）

第五十二条 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第百五十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対するサービス費（特定入所者介護サービス費の支給）

第五十三条 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して、特定入所者の所得の状況その他の事情

で厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」といいう。）を行なう。）に対し、当該特定介護サービスを行なう被保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」といいう。）にて、必要があると認めるとき。

厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は居住費の基準費用額若しくは居住費の負担限度額を定めた後に、特定介護保険施設等における食事の提供に要した費用及び居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

特定入所者が、特定介護保険施設等から特定介護サービスを受けたときは、市町村は、当該特定入所者が当該特定介護保険施設等に支払べき食事の提供に要した費用及び居住等に要した費用について、特定入所者介護サービス費と特定入所者に對し支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり、当該特定介護保険施設等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、特定入所者に對し特定入所者介護サービス費の支給があつたものとみなす。

市町村は、第一項の規定にかかるらず、特定入所者が特定介護保険施設等に對し、食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用として、食費の基準費用額又は居住費の基準費用額（前項の規定により特定入所者介護サービス費の支給があつたものとみなされた特定入所者にあつては、食費の負担限度額又は居住費の負担限度額）を超える金額を支払つた場合には、特定入所者介護サービス費を支給しない。

二 特例特定入所者介護予防サービス費の支給

三 地域密着型介護予防サービス費の支給

四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給

五 介護予防福祉用具購入費の支給

六 介護予防住宅改修費の支給

七 介護予防サービス計画費の支給

八 特例介護予防サービス計画費の支給

九 高額介護予防サービス費の支給

十 特例特定入所者介護予防サービス費の支給

十一 特例特定入所者介護予防サービス費の支給

（予防給付の種類）

第五十四条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 介護予防サービス費の支給

二 特例介護予防サービス費の支給

三 特例地域密着型介護予防サービス費の支給

四 特例地域密着型介護予防サービス費の支給

五 介護予防福祉用具購入費の支給

六 介護予防住宅改修費の支給

七 介護予防サービス計画費の支給

八 特例介護予防サービス計画費の支給

九 高額介護予防サービス費の支給

十 特例特定入所者介護予防サービス費の支給

十一 特例特定入所者介護予防サービス費の支給

（介護予防サービス費の支給）

第五十五条 市町村は、要支援認定を受けた被

障者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行な事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたときは（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対する介護予防サービス費を支給する。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第五十六条 市町村は、要介護被保険者のう

ち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌し

て、必要があると認めるとき。

二 その他の政令で定めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第五十七条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第五十八条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十一条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十二条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十三条 市町村は、要支援認定を受けた被

障者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行な事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたときは（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出している場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対する介護予防サービス費を支給する。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十四条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十五条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十六条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十七条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十八条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第六十九条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十一条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十二条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十三条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十四条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十五条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十六条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十七条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十八条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第七十九条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十一条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十二条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十三条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十四条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十五条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十六条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十七条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十八条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第八十九条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第九十条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第九十一条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第九十二条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第九十三条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第九十四条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第九十五条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

（特例特定入所者介護サービス費の支給）

第九十六条 市町村は、次に掲げる場合に

より特定介護サービスを受けた場合において

、必要があると認めるとき。

通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護に要する費用について、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条においては、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。(以下この条においては、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2 介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与これら介護予防サービスの種類ごとに、当該介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービスの内容、当該指定介護予防サービスの事業を行なう事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用(介護予防通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の百分の九十に相当する額とする。

二 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護これらの介護予防サービスの種類ごとに、要支援状態区分、当該介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービスの事業を行なう事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額とする。

3 厚生労働大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスを受けたときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービス事業者に支払うべき当該指定介護予防サービスに要した費用について、介護予防サービス費として当該居宅要支援被保險者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防サービス事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準並びに第二百五十四条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(指定介護予防サービスの設備及び運営に関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

7 第四十二条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、介護予防サービス費の支給について、同第八項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス費の支給及び指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当する額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーシ

するサービス(指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 その他政令で定めるとき。

五 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第六十条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者(以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。)に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当介護予防サービスの事業に係る利

用員

特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係る基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーシ

第一項において「特定介護予防サービス」(以下この条及び次条(以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス」という。)を受けるときは、当該居宅を支援被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

二 介護予防短期入所生活介護

二 介護予防短期入所療養介護

特定入所者介護予防サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

二 特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「食費の基準費用額」という。)から、平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下この条及び次条第二項において「食費の負担限度額」という。)を控除した額を控除した額。

二 特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該滞在に要した費用の額を超えるときは、当該現に滞在に要した費用の額とする。以下この条及び次条第一項において「滞在費の基準費用額」という。)から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下この条及び次条第一項において「滞在費の負担限度額」という。)を控除した額を控除した額。

厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は滞在費の基準費用額若しくは滞在費の負担限度額を定めた後に、特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する費用又は滞在に要する費用の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下この条及び次条第二項において「滞在費の基準費用額」という。)を控除した額

6

三

1

(但)

その他政令で定めるとき。
特例特定入所者介護予防サービス費の額は該食事の提供に要した費用について食費の其費用額から食費の負担限度額を控除した額を当該滞在に要した費用について滞在費の基準適用額から滞在費の負担限度額を控除した額の計額を基準として、市町村が定める。

第五節 市町村特別給付

十二条 市町村は、要介護被保険者又は居宅支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）に対し、前二節の保険給付のほか、各で定めるところにより、市町村特別給付を行うことができる。

第六節 保険給付の制限等

1

者

1

るまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である

要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めることができる。

の記載（以下この条において「保険給付差止の記載」という。）をすることができる。
市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。

第六十六条第四項の規定は、第一項の規定により保険給付差止めの記載を受けた要介護被保険者等について準用する。

市町村は、第一項の規定により保険給付差止めの記載を受けた要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める

十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第二十七条第七項後段（第二十一条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二

相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)並びに行つた住宅改修に係るにおいて同じ。)

において同じ。）並びに行つた住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用する場合）。

用する場合を除く)においては、これらの指定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

二、特例居宅介護サービス費の支給 第四十一
四項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十三条第一項、第四項及び第六項

二条の二第二項各号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
四 特例地域密着型介護サービス費の支給 第

五 四十二条の三第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項
二項 施設介護サービス費の支給 第四十八条第

六 特例施設介護サービス費の支給 第四十九 条第二項

七 介護予防サービス費の支給 第五十三条第一項、第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

九 特例分譲一階以下不費の支給 第二四
第一条第三項並びに第五十五条第一項、第四項及
び第六項

五十四条の二第一項第一号及び第一号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

により指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。

第六十九条の九 介護支援専門員は、その業務を行なうに当たり、関係者から請求があつたときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。

(厚生労働省令への委任)
（登録の基準）

第六十九条の十 この款に定めるものほか、第

六十九条の二第一項の登録、その移転及び介護支援専門員証に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 登録試験問題作成機関及び指定研修実施機関の指定等

(登録試験問題作成機関の登録)

第六十九条の十一 都道府県知事は、厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験問題作成機関」という。）に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するもの

（以下「試験問題作成事務」という。）を行わせることができる。

前項の登録は、試験問題作成事務を行おうとする者の申請により行う。

都道府県知事は、第一項の規定により登録試験問題作成機関に試験問題作成事務を行わせるときは、試験問題作成事務を行わないものとす

ることができる。

第六十九条の十二 次の各号のいずれかに該当する法人は、前条第一項の登録を受けることができない。

この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して二年を経過しない者であること。

第六十九条の二十四 第二項の規定により登録登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

(登録の基準)
（登録の基準）

第六十九条の十三 厚生労働大臣は、第六十九条の十一第二項の規定により登録を申請した者が

次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、同条第一項の登録をしなければならない。

この場合において、登録に関する必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 別表の上欄に掲げる科目について同表の下欄に掲げる試験委員が試験の問題の作成及び合格の基準の設定を行なうものであること。

二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験問題作成事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験問題作成事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書の作成その他

の厚生労働省令で定める試験問題作成事務の信頼性を確保するための措置が講じられていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験問題作成事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

三 債務超過の状態ないこと。

(登録の公示等)
（登録の公示等）

第六十九条の十四 厚生労働大臣は、第六十九条の十一第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

二 登録試験問題作成機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣及び第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関にその試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）に届け出なければならない。

三 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)
（役員の選任及び解任）

第六十九条の十五 登録試験問題作成機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第六十九条の二十四第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

(試験委員の選任及び解任)
（試験委員の選任及び解任）

第六十九条の十六 登録試験問題作成機関は、第

(秘密保持義務等)
（秘密保持義務等）

第六十九条の十七 登録試験問題作成機関の役員若しくは職員（第六十九条の十三第一号の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれの職にあつた者は、試験問題作成事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

試験問題作成事務に従事する登録試験問題作成機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験問題作成事務規程)
（試験問題作成事務規程）

第六十九条の十八 登録試験問題作成機関は、試験問題作成事務の開始前に、厚生労働省令で定める試験問題作成事務の実施に関する事項について試験問題作成事務規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

厚生労働大臣は、前項の規定により認可をした試験問題作成事務規程が試験問題作成事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定により認可をした試験問題作成事務規程が試験問題作成事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるとときは、登録試験問題作成機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（適合命令）

第六十九条の二十一 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が第六十九条の十三各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験問題作成機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要な報告と認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関する質問を求めて、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

（報告及び検査）

第六十九条の二十三 委任都道府県知事は、その行わせることとしめた試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要な報告と認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関する質問を求めて、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

（報告及び検査）

第六十九条の二十四 厚生労働大臣は、前項の規定による登録試験問題作成機関にその試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）に届け出なければならない。

（報告及び検査）

第六十九条の二十五 登録試験問題作成機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（報告及び検査）

第六十九条の二十六 登録試験問題作成機関は、第

事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は抄写の請求

（帳簿の備付け等）
（帳簿の備付け等）

第六十九条の二十一 登録試験問題作成機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験問題作成事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した書面の交付の請求

（報告及び検査）

第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、登録試験問題作成機関が第六十九条の十三各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験問題作成機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第六十九条の二十三 委任都道府県知事は、その行わせることとしめた試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要な報告と認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関する質問を求めて、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

（報告及び検査）

第六十九条の二十四 厚生労働大臣は、前項の規定による登録試験問題作成機関にその試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）に届け出なければならない。

（報告及び検査）

第六十九条の二十五 登録試験問題作成機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（報告及び検査）

第六十九条の二十六 登録試験問題作成機関は、第

てはならない。

（報告及び検査）

該事業の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事業に関し、て当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
七 申請者が、第七十七条第一項又は第八十一条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

一 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

二 申請者（特定施設人居者生活介護に係る指

等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十の二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十三 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 生活介護（介護専用型特定施設入居者生活介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

係る事業所の所在地を含む区域（第一百八十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする）における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員（厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。）の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

6 都道府県知事は、第四十一条第一項本文の指定（特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならぬ。

7 関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第四十一条第一項本文の指定（前項の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るもの）を除く。次項において同じ。）について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

8 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、第四十一条第一項本文の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

9 都道府県知事は、第六項又は前項の意見を勘案し、第四十一条第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するため必要と認める条件を付すことができる。

10 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受け定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特三段階）による監視活動もしくは改修等（以下「監視活動等」とい

福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随时対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。(以下この条において同じ。)の事業を行ふ者の当該指定に係る当該事業を行ふ事業所(以下この項において「定期巡回・随时対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域内にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定について、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画(第百七十二条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)において定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要となる協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

保するため必要と認める条件を付することができる。

第七十条の二 第四十一一条第一項本文の指定は、
(指定の更新)

六 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとす

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第七十条の三 第四十一条第一項本文の指定を受けて特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、同項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。

第七十条第四項から第六項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。

(指定居宅サービス事業者の特例)
第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があつたとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があつたものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一條第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の前に第七十七条第一項若しくは第一百五十五条の三十五第六項の規定により第四十

2 は、この限りでない。
前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指

第七十二条 介護老人保健施設又は介護医療院について、第九十四条第一項又は第一百七条第一項の許可があつたときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設者について、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護医療院について、第九十四条の二第一項若しくは第百八条第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は第百四条第一項、第百十四条の六第一項若しくは第百十五年の三十五第六項の規定により許可の取消しがあつたときは、その効力を失う。

(共生型居宅サービス事業者の特例)

第七十二条の二 訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定に該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援（以下「障害児通所支援」という。）に係るものに限る。) 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）を受けてい

る者から当該事業所に係る第七十条第一項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第七十条第一項第二号に規定する期間

二項（第七十条の一第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第七十条第二項第二号中「第七十四条第一項の」とあるのは、「第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに從事する従業者に係る」と「同項」とあるのは、「同号」と「同項第三号中「第七十四条第一項」とあるのは、「第七十二条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに從事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。

二 申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な居宅サービス事業の運営をすることができると認められること。

三 都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

一 指定居宅サービスに從事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅サービスの事業に係る居室の床面積

三 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

三 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅サービスの取扱いにに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

四 第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第四十一条第一項本文の指定

を受けたときは、その者に対しても、第七十四条第二項から第四項までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

のとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人ではない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととされることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとみなされた事実及び当該指定地

度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないことを相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しに係る行政手続法第十五条の規定による通知が、第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退について相当の理由があるものでない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退について相当の理由があるものでない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであると相当の理由がある者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定の申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しに係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを持む。）であるとき。

十四 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る行政手続法第十五条の規定による指定の取消しに係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを持む。）であるとき。

十五 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る行政手続法第十五条の規定による指定の取消しに係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は处分しないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退について相当の理由があるものでない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退について相当の理由があるものでない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであると相当の理由がある者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る行政手続法第十五条の規定による指定の取消しに係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は处分しないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退について相当の理由があるものでない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退について相当の理由があるものでない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過していないとき。

十七 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護に係る行政手続法第十五条の規定による指定の取消しに係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過していないものを持む。）であるとき。

十八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定期による検査の結果に基づき第七十八条の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより

市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出がは第七十八条の人の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるもの）を除く。の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるもの）を除く。の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
三の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

四 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特
　　三の四 申請者（認知症対応型共同生活介護、
　　地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域
　　密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係
　　る指定の申請者に限る。）が、法人でない事
　　業所で、その管理者が第一号の二又は第二号
　　から第二号の三までのいずれかに該当する者
　　であるとき。

五 地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第一項の申請があつた場合において、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随时対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。)の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行なう事業所(イにおいて「定期巡回・随时対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域にある場合その他、他の厚生労働省令で定める場合に該当しないか、当該市町村長が次のいずれかに該当するとの認めるとき。

イ 当該市町村又は当該定期巡回・随时対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス(地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下このイにおいて

百七十七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号及び次号イにおいて「日常生活圏域」という。」における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときはは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時

二 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされているとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行ふ者から第一項の申請を受けた時

第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に

第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行ふに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

□ その他第百七十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

よる第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力を影響を及ぼさないものとする。

(共生型地域密着型サービス事業者の特例)

第七十八条の二の二 地域密着型通所介護その他

二 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時
一 文の指定をしたとき 二 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされているとき 被申請市町
村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行ふ者から第一項の申請を受けた時
第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第二項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に

前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行ふに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

□ その他第百七十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数を満たしていること。

二 申請者が、市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができると認められること。

市町村が前項各号の条例を定めるに当たつては、第一号から第四号までに掲げる事項について

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第七十八条の三 指定地域密着型サービス事業者の基準
は、次条第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービス事業者
密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて
適切な指定地域密着型サービスを提供するとともに、自らその提供する指定地域密着型サービ
スの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型サービスを受け
る者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。
2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域
密着型サービスを受けようとする被保険者がから
提示された被保険者証に、認定審査会意見が記
載されているときは、当該認定審査会意見に配
慮して、当該被保険者に当該指定地域密着型サービ
スを提供するよう努めなければならない。
3 前項に規定するもののほか、指定地域密着型
サービスの事業の設備及び運営に関する基準
は、市町村の条例で定める。
4 指定地域密着型サービスに従事する従業者
に係る基準及び当該従業者の員数
二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室
の床面積
三 認知症対応型通所介護の事業に係る利用
定員
四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
五 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員
厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定地域密着型サービスの取
引）

扱いに関する部分に限る。) を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

5 市町村は、第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに掲げる事項について市町村は、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

6 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

7 指定地域密着型サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたとき又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をするときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)を受けた者又は同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該地域密着型介護老人福祉施設に入所者生活介護を受けていた者であつて、当該事業の廃止若しくは休止の日又は当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定地域密着型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者他の指定地域密着型サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

8 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(変更の届出等)

第七十八条の五 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の事業を再開したときは、厚生労

- 十四 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十八項の規定による通知を受けたとき。

十五 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十六 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第七十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定地域密着型サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき。

二 第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 第七十八条の八の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき。

四 前条の規定により第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(准用)

第七十八条の十二 第七十一条の二、第七十二条及び第七十二条の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、「第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第七十八条の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公募指定)

る区域における定期巡回・隨時対応型訪問介護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護サービスであつて、定期巡回・随时対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）中は、当該見込量の確保のため公募により第四十二条の二第一項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域（以下「市町村長指定区域」という。）に所在する事業所（定期巡回・随时対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの（以下「市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等」という。）の事業を行なう事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定については、第七十八条の二の規定は適用しない。

市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二第一項の指定の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始日際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

前項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条の十四 前条第一項の規定により行われる第四十二条の二第一項本文の指定（以下「公募指定」という。）は、厚生労働省令で定めることにより、市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の種類及び当該市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る公募指定にあつては、当該市町

- 町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

二 市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者のうちから公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。

三 第七十八条の二第二項、第四項(第四号、第五号の二、第十号及び第十二号を除く)、第五項、第六項(第一号の二、第三号の二及び第三号の四から第五号までを除く)、第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。(公募指定の有効期間等)

第七十八条の十五 公募指定は、第七十八条の十二において準用する第七十条の二において、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

二 第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定は、市町村長指定期間の開始の際現に効力を有する市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定(公募指定を除く)及び第七十八条の十三第三項の規定により行われた第四十二条の二第一項本文の指定(次項において「指定期間開始時有効指定」という)については、適用しない。

三 指定期間開始時有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。

一 次号に掲げる指定期間開始時有効指定以外の指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は從前の第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の期間(同号において「従前の指定の有効期間」という)の満了日の翌日のうち直近の日から六年

二 指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業所に係る公募指定を受けける場合における当該指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は從前の指定の有効期間の満了日の翌日

4 日のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間
市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をするかどうかの処分がなされないものについては、第二項の規定にかかるわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。
5 前三項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(市町村長指定期間等の公示)
第七十八条の十六 市町村長は、市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等を定めようとするときは、あらかじめ、その旨並びに市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等に係る効力が生ずる日を公示しなければならない。
(公募指定に関する読替え)
第七十八条の十七 公募指定に係る第七十八条の二第四項、第六項及び第十一項、第七十八条の五第二項並びに第七十八条の九から第七十八条の十一までの規定の適用については、同項中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く」とあるのは、「公募指定に係る市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等に限る」と、「一月前まで」とあるのは、「一月以上前の日であつて市町村長が定める日まで」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第四節 指定居宅介護支援事業者
第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行なう事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援事業の運営に関する基準に従つて適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

三の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けた日から正當な理由なく三月

四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正當な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続ぎ滞納している者であるとき。

五 申請者が、第八十四条第一項又は第一百五十五条第六項の規定により指定を取り消された場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由と

なった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第四十四条第一項又は第一百五十五条第三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

五の三 申請者と密接な関係を有する者が、第四十四条第一項又は第一百五十五条第三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定を見ることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第

六の三 第六号に規定する期間内に第八十二条

第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

十 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十三 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十四 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十五 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十六 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十七 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十八 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十九 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二十 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二十一 申請者が、法人でない事業所で、その期間の更新が当該届出の日から当該処分を受ける日又は当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六の三 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、これを提供するよう努めなければならない。

二 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業者ごとに、市町村の条例で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

四 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

五 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

六 一 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

七 二 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

八 三 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

九 四 前項に規定するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定めるものとする。

十 五 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

十一 六 前項に規定するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定めるものとする。

十二 七 前項に規定するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定めるものとする。

十三 八 前項に規定するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定めるものとする。

十四 九 前項に規定するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定めるものとする。

十五 十 前項に規定するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定めるものとする。

十六 十一 前項に規定するものとし、その他の事項については厚生労働省令で定めるものとする。

より常に指定居宅介護支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

二 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護

事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の評価を行うことその他の措置を講ずることに

応じて適切な指定居宅介護支援を提供するなど

も、自らその提供する指定居宅介護支援の質

の職務を遂行しなければならない。

三 指定居宅介護支援事業者は、要介護者的人格

を尊重するとともに、この法律又はこの法律に

基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にそ

の職務を遂行しなければならない。

るときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

5 指定介護老人福祉施設の開設者は、第九十一条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護福祉施設サービスを受けていた者であつて、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護福祉施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護老人福祉施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならぬ。

6 指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(変更の届出)

第八十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第八十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者及び他の指定介護老人福祉施設の開設者相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護老人福祉施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者に対する助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)
第九十条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくは

その長その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に對し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対しても質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に關係する場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。
(指定の辞退)
第九十一条 指定介護老人福祉施設は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 第十九条の二 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による権限について準用する。
(勧告、命令等)

第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

4 指定介護老人福祉施設が、第八十六条第二項第三号、第三号の二又は第七号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護老人福祉施設の開設者が、居宅サービス等に開設する従業者の人員について第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合、当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

6 その行う指定介護老人福祉施設サービスに從事する従業者の人員について第八十八条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合、当該都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

7 指定介護老人福祉施設が、第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護老人福祉施設の運営をすることができないとき。

8 指定介護老人福祉施設が、第八十八条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。
(公示)
第九十三条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

9 指定介護老人福祉施設の開設者が、不正の手段により第四十八条第一項第一号の指定を受けたとき。

10 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

11 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、居宅サービス等に開設しない又は著しく不当な行為をしたとき。

12 指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に開設しない又は著しく不当な行為をした者があるとき。

13 市町村は、保険給付に係る指定介護老人福祉施設の運営を行つた指定介護老人福祉施設に依託した調査を行つた結果、前項各号のいずれかに該当するときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

14 第九十二条第一項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

15 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

16 施設介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。

17 第九十二条第一項の規定により調査の委託を受けた場合において、その勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

18 指定介護老人福祉施設が、第九十条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

19 第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第二款 介護老人保健施設

(開設許可) 第二類 介護老人保健施設

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 同様とする。
都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当す

当該介護老人保健施設を開設しようとする

人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。

二、当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並

二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しなハとき。

三 第九—一三条第三項に規定する外語者個別教育施設の設備及び運営に関する基準に従つて適

きないと認められるとき。

五　日清省が、二の去津三つ也国呉の保建玉

若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執

るまでの者であるとき。

お一政令一定のものに、い旨金の用に外せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた

当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上二の期間二つにて、当該処分を差し戻す日以

六 降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
申請者が、第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消さ

れ、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に

係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 第七号に規定する期間内に第九十九条第二項の規定による廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以

九 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者（うち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうち）に第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

都道府県知事は、當利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地域を含む区域（第一百八十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同一条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができ

条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

（許可の更新）

第九十四条の二 前条第一項の許可是、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

（介護老人保健施設の管理）

第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

2 前項の規定にかかるらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。

（介護老人保健施設の基準）

第九十六条 介護老人保健施設の開設者は、次条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護保健施設サービスを提供するとともに、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護保健施設サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。

第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

<p>2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>3 前二項に規定するものほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。</p> <p>4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。</p> <p>一 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数</p> <p>二 介護老人保健施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に直接関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>4 介護老人保健施設の開設者は、第九十九条第一項の規定による便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。</p> <p>5 厚生労働大臣は、同一の介護老人保健施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。</p> <p>6 介護老人保健施設の開設者は、第九十九条第一項の規定による便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。</p> <p>7 介護老人保健施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>（広告制限）</p> <p>第九十八条 介護老人保健施設に関しては、文書その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求める場合を表示する事項</p> <p>二 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名</p>

<p>第三百九十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設の開設者による第九十七条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該届出の日の前日までに当該介護老人保健施設の開設者に対する助言その他の援助を行なうことができる。</p> <p>（報告等）</p> <p>第一百条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定めた六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行なうことができる。</p> <p>（設備の使用制限等）</p> <p>第二百一条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定めた六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行なうことができる。</p> <p>（変更命令）</p> <p>第二百二条 都道府県知事は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。</p> <p>（変更命令）</p> <p>第二百三条 都道府県知事は、介護老人保健施設の他の従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求める場合に該当すると認める</p>

<p>（許可の取消し等）</p> <p>第二百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第二百五条 都道府県知事は、前項に規定する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求める場合に該当すると認める</p> <p>（業務運営の勧告、命令等）</p> <p>第二百六条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認める</p> <p>一 第一項の許可を受けた後正当事由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。</p> <p>二 介護老人保健施設が、第九十四条第三項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の</p>

三に該当する者のものであるときを除く。) 又は第一号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。) のいずれかに該当するに至つたとき。

四 介護老人保健施設の開設者が、第九十七条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

六 施設介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。

七 介護老人保健施設の開設者等が、第一百条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 介護老人保健施設の開設者等が、第一百条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せらず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、介護老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護老人保健施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 介護老人保健施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護老人保健施設の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 介護老人保健施設の開設者が第九十四条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者の中法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しく

は一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

市町村は、第二十八条第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護保健施設サービスを行つた介護老人保健施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に對し同項の事務を行うことを指示することができる。

(公示)

第四百四条の二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一 第九十四条第一項の規定による許可をしたとき。

二 第九十九条第二項の規定による廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により第九十四条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(医療法の準用)

第一百五条 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第九条第二項の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第一百一条、第二条第一項、第三百三条第三項及び第一百四条第一項の規定による処分について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(医療法との関係等)

第一百六条 介護老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、同法及びこれに基づく命令以外の法令の規定(健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く)において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設(政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

(開設許可) 第三款 介護医療院

第一百七条 介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

二 介護医療院を開設した者が、当該介護医療院の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

三 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 当該介護医療院を開設しようとする者が、地方公共団体、療養法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。

二 当該介護医療院が第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条例第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。

三 第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従つて適正な介護医療院の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七 申請者が、保険料等について、当該申請をされた日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

八 申請者が、第一百四十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年

を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護医療院の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者（うち法人でないものである場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の開設した介護医療院の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護医療院の許可の取消しのうち當該許可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護医療院の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百三十三条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第一百四十四条の六第一項又は第一百五十五条第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百三十三条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 申請者が、第一百四十四条の二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定期（当該検査の結果に基づき第一百四十四条の六第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百三十三条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 項の規定による廃止の届出があつた場合に

おいて、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護医療院の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護医療院の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第十二号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十五 都道府県知事は、當利を目的として、介護医療院を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地域を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護医療院の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護医療院の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

六 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めるべきである。

(許可の更新)
第一百八条 前条

第一項の許可は、六年(一)にその

3 前二項に規定するもののほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例

（変更の届出等
第一百十三条 介護

（）
医療院の開設者は、第一百七条第

（許可の更新）

第二百八条 前条第一項の許可是、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

（介護医療院の管理）

第二百九条 介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならない。

前項の規定にかかるらず、介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護医療院を管理させることができること。

（介護医療院の基準）

第二百十条 介護医療院の開設者は、次条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護医療院サービスを提供するとともに、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護医療院サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを受けようとする被保険者から提示された被保險者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

第二百十一条 介護医療院は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

<p>第百十二条 介護医療院の開設者は、第百十三条第二項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出日の前日に当該介護医療院サービスを受けていた者であつて、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護医療院サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対する必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護医療院の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。 (広告制限)</p>	<p>第百二十三条 介護医療院の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p>	<p>第百二十四条 厚生労働大臣は、前項第三号に掲げる事項の定める事項を除くほか、これを広告してはならない。</p>	<p>第百二十五条 厚生労働大臣は、前項第三号に掲げる事項の定める事項を表示する事項</p>
<p>四 その他都道府県知事の許可を受けた事項</p>	<p>二 介護医療院に勤務する医師及び看護師の氏名</p>	<p>三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項</p>	<p>一 介護医療院の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項</p>
<p>二 厚生労働大臣は、前項第三号に掲げる事項の定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、必要な定めをすることができる。</p>	<p>一 介護医療院に勤務する医師及び看護師の氏名</p>	<p>二 介護医療院に勤務する医師及び看護師の氏名</p>	<p>三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項</p>
<p>四 前二項に規定するもののほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。</p>	<p>二 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。</p>	<p>一 介護支援専門員及び介護その他の業務に從事する従業者並びにそれらの員数</p>	<p>三 前二項に規定するもののほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。</p>

(変更の届出等)

第二百十三条 介護医療院の開設者は、第百七三条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護医療院の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該介護医療院を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第二百十四条 都道府県知事又は市町村長は、介護医療院の開設者による第百十一条第六項に規定する便益の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護医療院の開設者及び他の介護医療院の開設者その他の関係者相互間に連絡調整又は当該介護医療院の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の介護医療院について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護医療院の開設者による第百十一条第六項に規定する便益の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互通報し、互間に連絡調整又は当該介護医療院の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。
(報告等)

定は、前項の規定による権限について準用する。

第一項の規定により、介護医療院の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護医療院の開設者等に対し質問させ、若しくは介護医療院に立入検査をさせた市町村長は、当該介護医療院につき次条、第一百四十四条の四第一項、第一百四十四条の五第三項又は第一百四十四条の六第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるとときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(設備の使用制限等)

第一百四十四条の三 都道府県知事は、介護医療院が、第一百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は同様に規定する基準(設備に関する部分に限る)に適合しなくなつたときは、当該介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。(変更命令)

第二百四十四条の四 都道府県知事は、介護医療院の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、介護医療院の管理者が介護医療院の管理の変更を命ずることができる。

第二百四十四条の五 都道府県知事が、次の場合に該当すると認めるとときは、当該介護医療院の開設者に対する各号に定める措置をとるべきことを勧告する。但し、当該介護医療院の開設者に対する各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該介護医療院の開設者に対する各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

(業務運営の勧告、命令等)

第二百四十四条の五 都道府県知事は、介護医療院が、次の場合に該当すると認めるとときは、当該介護医療院の開設者に対する各号に定める措置をとるべきことを勧告する。但し、当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合、当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二 第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る)に適合していない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

三 第百十一条第六項に規定する便宜の提供を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

四 介護医療院の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があつたとき。

五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

六 施設介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。

七 介護医療院の開設者等が、第一百四十四条の二に規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれらに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 介護医療院の開設者等が、第一百四十四条の二に規定により出頭を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 介護医療院の開設者等が、正當な理由がない場合において、その旨を公示しなければならない。

一〇 介護医療院の開設者等が、正當な理由がない場合において、その旨を公示しなければならない。

一一 介護医療院の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護医療院の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは著しく不当な行為をしたとき。

一二 介護医療院の開設者が第百七条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一三 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

一四 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

一五 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

一六 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

一七 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

一八 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

一九 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二〇 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二一 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二二 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二三 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二四 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二五 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二六 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二七 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二八 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

二九 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十一 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十二 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十三 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十四 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十五 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十六 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十七 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十八 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

三十九 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十一 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十二 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十三 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十四 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十五 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十六 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十七 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十八 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四十九 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十一 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十二 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十三 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十四 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十五 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十六 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十七 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十八 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五十九 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十一 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十二 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十三 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十四 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十五 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十六 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十七 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十八 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六十九 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七十 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七十一 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七十二 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(公示)

都道府県知事は、次に掲げる場合に該当する場合は、介護医療院の開設者の名称又は氏名、当該介護医療院の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一 第百七条第一項の規定による許可をしたとされたとき。

二 第百十三条第二項の規定による廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第百七条第一項の許可を取り消されたとき。

四 その全部若しくは一部の効力を停止したとき。

五 があつたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、この法律の他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一〇 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一一 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一二 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一三 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一四 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一五 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一六 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一七 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一八 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

一九 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二〇 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二一 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二二 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二三 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二四 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二五 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二六 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二七 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二八 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二九 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三〇 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三一 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三二 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三三 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四五 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四六 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四七 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四八 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四九 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一〇 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一一 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一二 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一三 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一四 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一五 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一六 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一七 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一八 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四一九 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四二〇 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四二一 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四二二 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四二三 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四二四 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

三四二五 介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

府県知事に對し、當該關係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることがで
きる。

都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第五十三条第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。
(共生型介護予防サービス事業者の特例)

二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定介護予防サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。

申請者が、都道府県の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な介護予防サービス事業の運営をできると認められること。

第五十三条第一項		第六項
第一百五十五条の二の一 第一百五十五条の二の二 第一百五十五条の二の三 第一百五十五条の二の四 第一百五十五条の二の五 第一百五十五条の二の六		第一項 第二号
第二項		第一条
同項	第一項 第二号	第一条
同号	第一項 第二号	第一条

第一百五十五条の三 指定介護予防サービス事業者
は、次条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者
に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準及び指定介護予防サービスの事業
の設備及び運営に関する基準に従い、要支援者
の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防サ
ービスを提供するとともに、自らその提供する
指定介護予防サービスの質の評価を行うことそ
の他の措置を講ずることにより常に指定介護予
防サービスを受ける者の立場に立つてこれを提
供するよう努めなければならない。

**2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予
防サービスを受けようとする被保険者から提示
された被保険者証に、認定審査会意見が記載さ
れているときは、当該認定審査会意見に配慮し
て、当該被保険者に当該指定介護予防サービス
を提供するよう努めなければならない。**

第一百五十五条の四 指定介護予防サービス事業者
は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の

四 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

3 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の場合において、同項に規定する者が

法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたときは、当該指定に係る指定介護予防サービスの事

二 指定介護予防サービスの事業に係る居室の
床面積

三 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

号	九第一項第四条の四第一項第二号
	二項

2 都道府県が前項各号の条例を定めるに当つては、第一号から第三号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

一 指定介護予防サービスに従事する従業者に関する基準及び当該従業者の員数

3 条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。
前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

(変更の届出等)
第一百五条の五 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第一百五条の六 都道府県知事又は市町村長は、指定介護予防サービス事業者による第一百五条の四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定

介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防サービス事業者による第一百五条の四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。(報告等)

第一百五条の七 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、

若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に關係のある場所に立ち入るところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

たときは、当該指定介護予防サービス事業者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

六 介護予防サービス費の請求に關し不正があつたとき。

七 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わざず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応じて、第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

九 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十四 指定介護予防サービス事業者が法人事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十五 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない場合當該指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護予防サービスの事業の運営をする。

十六 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第五項に規定する便宜の提供を適正に行つていなければ、当該便宜の提供を適正に行うこと。

十七 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができなくなつたとき。

十八 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

十九 都道府県知事は、次に掲げる場合に

は、当該指定介護予防サービス事業者の名

該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に關係のある場所に立ち入るところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

二十 第二十四条第三項の規定は前項の規定による

質問又は検査について、同条第四項の規定は前

項の規定による権限について準用する。

二十一 第百十五条の八 都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

二十二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若し

くは技能又は人員について第一百十五条の四第

一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合當該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二十三 第百十五条の二第六項の規定により当該指

定を行つた場合に従うこと。

二十四 第百十五条の二第六項の規定により当該指

定を行つた場合に従うこと。

二十五 第百十五条の八 都道府県知事は、次に掲

げる場合に該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

二十六 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二十七 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

二十八 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

二十九 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十一 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十二 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十三 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十四 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十五 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十六 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十七 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十八 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

三十九 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十一 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十二 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十三 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十四 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十五 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十六 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十七 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十八 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

四十九 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十一 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十二 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十三 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十四 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十五 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十六 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十七 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十八 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

五十九 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十一 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十二 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十三 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十四 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十五 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十六 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十七 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十八 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

六十九 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

七十 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

七十一 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

七十二 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

七十三 第百十五条の九 都道府県知事は、次の各号のい

ずれかに該当する場合は、当該指定に係る事業所の従業者が、不正の手

段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

3
雇主労動大臣は、前項に規定する雇主労動省

4
令で定める基準（指定部分密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聽かなければならぬ。
第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第五十四条の二第一項本文の指定を受けたときは、その者に對しては、第一百五

十五条の十四第二項から第六項までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
る。

第一項第 三号	第一百五 条の十八 三項又は第五 項	第一百十五 条第百十五 条の十四第 一項の	第一百十五 条第百十五 条の十二第 二第一項第一 号	第一百十五 条第百十五 条の十二第 二第一項第二 号
第四号	第一項第 四号	第一条に規定する者であつて、同項の申請に係る第五十四条の第一項本文の指定を受けたものは、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、その旨を当該指定を行つた市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第一百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準）	第一項第一号の指定地域密着型介護予防サービスの従事する従業者に係る	
第五号	第一条に規定する者であつて、同項の申請に係る第五十四条の第一項本文の指定を受けたものは、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、その旨を当該指定を行つた市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第一百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準）	第一項第一号の指定地域密着型介護予防サービスの従事する従業者に係る		
第六号	第一条に規定する者であつて、同項の申請に係る第五十四条の第一項本文の指定を受けたものは、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、その旨を当該指定を行つた市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第一百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準）	第一項第一号の指定地域密着型介護予防サービスの従事する従業者に係る		
第七号	第一条に規定する者であつて、同項の申請に係る第五十四条の第一項本文の指定を受けたものは、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、その旨を当該指定を行つた市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第一百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準）	第一項第一号の指定地域密着型介護予防サービスの従事する従業者に係る		

より常に指定地域密着型介護予防サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、
指定地域密着型介護予防サービス事業者は、
する被保険者から提示された被保険者証に、認
定審査会意見が記載されているときは、当該認
定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該
指定地域密着型介護予防サービスを提供するよ
うに努めなければならない。

3 第百一十五条の十四 指定地域密着型介護予防サー
ビス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、
市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例
で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サー
ビスに従事する従業者を有しなければならな
い。

4 前項に規定するもののほか、指定地域密着型
介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着
型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関
する基準は、市町村の条例で定める。

5 市町村が前二項の条例を定めるに当たつて
は、第一号から第四号までに掲げる事項につい
ては厚生労働省令で定める基準に従い定めるも
のとし、第五号に掲げる事項については厚生労
働省令で定める基準を標準として定めるものと
し、その他の事項については厚生労働省令で定
める基準を参考するものとする。

一 指定地域密着型介護予防サービスに従事す
る従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型介護予防サービスの事業に
係る居室の床面積

三 介護予防認知症対応型通所介護の事業に係
る利用定員

四 指定地域密着型介護予防サービスの事業の
運営に関する事項であつて、利用する要支援
者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び
安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連す
るものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型介護予防サービスの事業
(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用
定員

6 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省
令で定める基準(指定地域密着型介護予防サー
ビスの取扱いに関する部分に限る。)を定めよ
うとするときは、あらかじめ社会保障審議会の
意見を聴かなければならない。

5 市町村は、第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに從事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

6 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

7 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型介護予防サービスを受けている者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域密着型介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

8 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(変更の届出等)

第百十五條の十五 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を

廢止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廢止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

四第七項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百二十条第一項第一号に規定する区域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五十五条の十四第七項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定事業者の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対しても質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の當該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

第一百五十五条の十八 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第百五十五条の十二第六項の規定により当該指定を行つて付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第一百五十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三 第百五十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。

四 第百五十五条の十四第七項に規定する便宜の提供を適正に行つていらない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ。市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

4 (指定の取消し等) 市町村長は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の第二項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第一百十五条の十二第一項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいづれかに該当するに至つたとき。

二 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第一百十五条の十二第四項第三号から第六号までのいづれかに該当するに至つたとき。

三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第一百十五条の十二第六項の規定により当該指定を行うに当つて付された条件に違反したと認められるとき。

四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第一百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに從事する従業者に関する基準を満たすことができなくなつたとき。

五 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第一百十五条の十四第一項又は第五項に規

定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。

六 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七 地域密着型介護予防サービス費の請求に関する不正があつたとき。

八 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第百十五条の十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 指定地域密着型介護予防サービス事業者は当該指定に係る事業所の従業者が、第百十五条の十七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せらず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十四条の二第一項本文の指定を受けたとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、そ

の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二百十五条の二十 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第五十四条の二第一項本文の指定をしたとき。

二 第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三 前条の規定により第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(準用)

第一百十五条の二十一 第七十一条の二の規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第一百十五条の十二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八節 指定介護予防支援事業者
(指定介護予防支援事業者の指定)

第一百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者等の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

三 申請者が、百五十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

三の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、この法律その他国民の保健医療の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けた日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上との期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

五 申請者が、百五十五条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業

者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事業に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの处分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理制度の整備についての取組の状況その他のこととするとことが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六 申請者が、第百十五条の二十九の規定による指定の取消しの处分に係る行政手続法第五条の規定による通知があつた日から当該处分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六の二 申請者が、第百十五条の二十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定期（当該検査の結果に基づき第百十五条の二十九の規定による指定の取消しの处分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六の三 第六号に規定する期間内に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届

出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から第号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

四 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行いう介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。

（指定介護予防支援の事業の基準）

第一百五十三条の二十三 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

（指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。）

援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
第一百五条の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援に従事する従業者の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

當に關する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を參照するものとする。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護予防支援事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならぬ。（変更の届出等）

6 指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第一百五条の二十五 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつた（変更の届出等）

とき、又は休止した当該指定介護予防支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第一百五条の二十六 市町村長は、指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止するため必要があると認めるとときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長等に届け出なければならない。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

3 指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第五項に規定する便益の提供が円滑に行われるため必要があると認めるとときは、当該指定介護予防支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第五項に規定する便益の提供が円滑に行われるため必要があると認めるとときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第五項に規定する便益の提供が円滑に行われるため必要があると認めるとときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

4 第百十五条の二十七 市町村長は、必要があると認めるとときは、指定介護予防支援事業者若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所で定めた（以下この項において「指定介護予防支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の従業者が、第一項の規定による助言を受けた場合において、その助言を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がない場合において、その助言を受けた指定介護予防支援事業者が、正しくは虚偽の報告をしたとき。

3 指定介護予防支援事業者が、第一項の規定による助言を受けた場合において、その助言を受けた指定介護予防支援事業者が、正しくは虚偽の報告をしたとき。

4 指定介護予防支援事業者が、第一項の規定による助言を受けた場合において、その助言を受けた指定介護予防支援事業者が、正しくは虚偽の報告をしたとき。

5 指定介護予防サービス計画費の請求に違反したと認められるとき。

6 指定介護予防支援事業者が、第一項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。

7 指定介護予防支援事業者が、第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者が、第一項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に關係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第一百五条の二十九 市町村長は、次の各号の一部若しくは一部の効力を停止することができること。（指定の取消し等）

1 指定介護予防支援事業者が、第一百十五条の二十二第二項第三号の一から第四号の二まで、第八号（同項第四号の三に該当する者のものであるときを除く。）又は第九号（同項第四号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

2 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第一百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合、当該市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

3 指定介護予防支援事業者が、第一百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定介護予防支援事業の運営をすること。

4 市町村長は、前項の規定による助言を受けた場合において、その助言を受けた指定介護予防支援事業者が、正しくは虚偽の報告をしたとき。

5 指定介護予防支援事業者が、第一項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 指定介護予防支援事業者が、第一項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、又は虚偽の報告をしたとき。

7 指定介護予防支援事業者が、第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

ビス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がないでその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は第百十五条の三十二条第二項第二号に定める都道府県知事は関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、同項第一号に定める都道府県知事は関係市町村長に対し当該違反の内容を通知しなければならない。

〔介護サービス情報の報告及び公表〕

都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対する前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

〔介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用できる機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに從事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。〕

〔介護サービス情報の報告及び公表〕

都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

〔介護サービス事業者は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。〕

〔指定調査機関の指定〕

都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第三項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができるものとする。

〔指定調査機関の指定〕

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による報告に關して必要があると認めるときは、当該報告を受けることにより、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

〔指定調査機関の指定〕

都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」とい

した介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行ふことができる。

都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行ひ、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができるものとする。

〔都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対する前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。〕

〔都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する報告（帳簿の備付け等）

〔都道府県知事は、指定調査機関は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関する必要な報告を求め、又は当該職員に関する質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。〕

〔都道府県知事は、地域において必要とされる介護サービスの確保のため、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者（厚生労働省令で定める者を除く。）のうちにおいて同一の当該事業所又は施設ごとの収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（次項及び第三項において「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。〕

〔都道府県知事は、その許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。〕

〔都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」とい

う。）の全部又は一部を行わせることができる。

前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

〔調査員〕

都道府県知事が行う。指定期間は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

〔都道府県知事は、指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。〕

〔都道府県知事は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。（秘密保持義務等）〕

〔都道府県知事は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者は、「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（政令への委任）〕

〔都道府県知事は、この節に定めるもののは、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕若しくはその職員（調査員を含む。）は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する報告（帳簿の備付け等）

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する報告（帳簿の備付け等）

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」とい

う。）の全部又は一部を行わせることができる。

前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。指定期間は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

〔都道府県知事は、指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。〕

〔都道府県知事は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者は、「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（政令への委任）〕

〔都道府県知事は、この節に定めるもののは、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕若しくはその職員（調査員を含む。）は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」とい

う。）の全部又は一部を行わせることができる。

前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。指定期間は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

〔都道府県知事は、指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。〕

〔都道府県知事は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者は、「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（政令への委任）〕

〔都道府県知事は、この節に定めるもののは、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕若しくはその職員（調査員を含む。）は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、指定調査機関及び指定情報公表センターに同項において同じ。〕又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

〔都道府県知事は、介護サービス事業者は、介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。〕

〔都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」とい

う。）の全部又は一部を行わせることができる。

(同号において「国民健康保険保健事業」という。)と一体的に実施するよう努めるものとする。

市町村は、前項の規定により地域支援事業を行つに当たつて必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条第一項に規定する特定健診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報その他の地域支援事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定められたもの提供を求めることができる。

前項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。

市町村は、第六項の規定により地域支援事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定保健診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報その他の地域支援事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定められたもの提供を求めることができる。

市町村は、第六項の規定により地域支援事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定保健診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報その他の地域支援事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定められたもの提供を求めることができる。

市町村は、第六項の規定により地域支援事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定保健診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報その他の地域支援事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定められたもの提供を求めることができる。

市町村は、定期的に、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について、調査・分析及び評価を行うよう努めるとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定事業者による第一号事業の実施)

市町村は、第一号事業(第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に対するものとす

る)に係る費用について、第一号事業支給費(以下「第一号事業に要する費用」により行うことができる。)の額は、第一号事業に要する費用に算入して、厚生労働省令で定める当該第一号事業を利用した場合における当該第一号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第一号事業に要することにより行うことができる。

第一号事業に要したことにより行うことができる。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従つて適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

(指定の更新)

市町村長は、第一項の規定による勧告を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」といふ)の満了の日までにその申請に対する処理がされないときは、從前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、從前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

市町村長は、前項の規定による命令を停止することができる。

- 一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 百分の十二・五
- 二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 百分の十七・五
- 三 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。
- 四 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。（市町村の一般会計における負担）
- 第五百二十二条 第一百二十二条の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。
- 六 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。
- 七 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。
- 八 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。
- 九 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。
- 第十条 第五百二十四条の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第一号被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎として政令で定めることにより算定した額を介護保険に関するところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。
- 十一 市町村は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
- 十二 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第百二十四条の三 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者に対して、当該住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用について、政令で定めるところにより算定した額を、地域支援事業に要する費用の負担金に充てることとする。

第百二十五条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下「医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、支払基金が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもつて充てる。

第百二十六条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。（保険料）

第百二十七条 国は、第一百二十二条から第百二十九条までの規定により支払基金が徴収する納付金をもつて充てる。（国との補助）

第百二十八条 都道府県は、第一百二十三条及び第二十四条の二に規定するものほか、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

第百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。（普通徴収に係る保険料の納付義務）

第百三十条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。（保険料の徴収の方法）

第百三十二条 第一百二十九条の保険料の徴収について、第一項の規定により特別徴収する場合の賦課期日は、当該年度の四月一日現在に定める期日までに、当該年金保険者から老齢等年金給付の支拂を受けている者であつて六十五歳以上のもの（次に掲げるものを除く。）の氏名、住所その他の厚生労働省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村（第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。次項（第三号を除く。）から第六項まで及び第九項において同じく。）に通知しなければならない。

第百三十三条 普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。（年金保険者の市町村に対する通知）

第百三十四条 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年金保険者から老齢等年金給付の支拂を受けている者（次に掲げるものを除く。）の氏名、住所その他の厚生労働省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村（第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。次項（第三号を除く。）から第六項まで及び第九項において同じく。）に通知しなければならない。

第百三十五条 一 当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支拂を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額が、当該年の四月一日の現況において政令で定める額未満である者

二 当該老齢等年金給付の支拂が停止されことその他の厚生労働省令で定める特別の事情を有する者（当該年の三月一日から四月一日までの間に

（住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金）

事業に要する費用の一部を補助することができる。

（都道府県の補助）

都道府県は、政令で定めるところにより、支払基金によつて保険料を徴収することによって保険料を徴収する場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

（普通徴収に係る保険料の納付義務）

（保険料）

（普通徴収に係る保険料の納付義務）

第一号に該当するに至つた者であつて、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けていないものを含み、当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき當該老齡等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の六月一日の現況において政令で定める額未満である者及び前項第二号に該当する者を除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の六月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

一 老齡等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齡等年金給付の支払を受けることとなつた六十五歳以上の者の者

二 当該年金保険者から老齡等年金給付の支払を受けている者のうち六十五歳に達したもの(六十五歳以後も引き続き当該老齡等年金給付の受給権を有する者に限る。)

三 当該年金保険者から老齡等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対して市町村の区域を越える住所の変更の届出を行つた六十五歳以上のもの

年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の六月二日から八月一日までの間に前項各号のいずれかに該当するに至つた者(当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき當該老齡等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めることにより算定した年金額の見込額が、当該年の八月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の八月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の八月二日から十月一日までの間に第二項各号のいずれかに該当するに至つた者(当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき當該老齡等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、当該年の十月一日の現況において政令で定める額未満である者及び第一項第二号に該当する者を除く。)の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が当該年の八月一日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

5 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期
日までに、当該年の前年の十月二日から十二月
一日までの間に第二項各号のいずれかに該当す
るに至つた者（当該年の二月一日から五月三十
一日までの間に支払を受けるべき當該老齢等年
金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で
定めるところにより算定した年金額の見込額
が、当該年の前年の十二月一日の現況において
政令で定める額未満である者及び第一項第二号
に該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚
生労働省令で定める事項を、その者が当該年の
前年の十二月一日現在において住所を有する市
町村に通知しなければならない。

6 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期
日までに、当該年の前年の十二月二日から当該
年の二月一日までの間に第二項各号のいずれか
に該当するに至つた者（当該年の四月一日から
五月三十一日までの間に支払を受けるべき當該
老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労
働省令で定めるところにより算定した年金額の
見込額が、当該年の二月一日の現況において政
令で定める額未満である者及び第一項第二号に
該当する者を除く。）の氏名、住所その他厚生
労働省令で定める事項を、その者が当該年の二
月一日現在において住所を有する市町村に通知
しなければならない。

7 年金保険者（厚生労働大臣に限る。）は、前
各項の規定による通知を行う場合においては、
政令で定めるところにより、連合会及び国民健
康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働
大臣が指定する法人（以下「指定法人」とい
う。）を経由して行つものとする。

8 年金保険者（厚生労働大臣及び地方公務員共
済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含
む。第十項、第一百三十六条第三項及び第六項並
びに第百三十七条第二項において同じ。）を除く。）は、第一項から第六項までの規定による
通知を行う場合には、厚生労働大臣の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全
部を厚生労働大臣を経由して行つことができる。
9 前項において、厚生労働大臣を経由して市町
村に通知を行ふ場合においては、政令で定める

10 ところにより、連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

11 地方公務員共済組合は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

12 厚生労働大臣は、第八項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第二百三十六条による）において「特定年金保険者」という。）を公示しなければならない。

13 年金保険者（厚生労働大臣に限る。）は、日本年金機構に、第一項から第六項までの規定による通知に係る事務（第八項の規定による経由に係る事務を含み、当該通知を除く。）を行わせるものとする。

14 厚生年金保険法第二百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

（保険料の特別徴収）

第一百三十五条 市町村は、前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて保険料を徴収することが著しく困難であると認められるものその他政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）に対して課する当該年度の保険料の全部（厚生労働省令で定める場合にあつては、その一部）を、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該通知に係る第一号被保険者が少ないことその他他の特別の事情があることにより、特別徴収を行ふことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 市町村（前項ただし書に規定する市町村を除く。次項において同じ。）は、前条第二項又は第三項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は同条第四項から第六項までの規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

3 市町村は、前条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前項の規定によりては、当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は同条第四項から第六項までの規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収することができる。

いて、翌年度の初日から九月三十日までの間に
おいて当該通知に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、
支払回数割保険料額の見込額（当該額によるこ
とが適当でないと認められる特別な事情がある
場合においては、所得の状況その他の事情を勘
案して市町村が定める額とする。）を、厚生労
働省令で定めるところにより、特別徴収の方法
によって徴収するものとする。

4 前項の支払回数割保険料額の見込額は、当該
第一号被保険者につき、当該年度の保険料額を基
礎として厚生労働省令で定めるところにより
算定した額を、当該年度の翌年度の初日（前条第
五項の規定による通知に係る第一号被保険者
については同年度の六月一日とし、同条第六項
の規定による通知に係る第一号被保険者につい
ては同年度の八月一日とする。）から九月三十
日までの間ににおける当該老齢等年金給付の支払
の回数で除して得た額とする。

5 市町村は、第一項本文、第二項又は第三項の
規定により特別徴収の方法によって保険料を徴
収しようとする場合においては、第一項本文、
第二項又は第三項に規定する第一号被保険者
(以下「特別徴収対象被保険者」という。)につ
いて、当該特別徴収対象被保険者に係る年金保
険者（以下「特別徴収義務者」という。）に当
該保険料を徴収させなければならない。

6 市町村は、同一の特別徴収対象被保険者につ
いて前条第一項から第六項までの規定による通
知に係る老齢等年金給付（以下「特別徴収対象
年金給付」という。）が二以上ある場合において
は、政令で定めるところにより一の特別徴収
対象年金給付について保険料を徴収させるもの
とする。
(特別徴収額の通知等)

保險者につき、特別徵収の方法によつて徵収する
保險料額（以下「特別徵収対象保險料額」とい
う）から、前条第三項並びに第百四十四条第一
項及び第二項の規定により当該年の四月一日か
ら九月三十日までの間に徵収される保險料額の
合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日か
ら翌年三月三十一日までの間ににおける当該特
別徵収対象年金給付の支払の回数で除して得た
額とする。

第一項の規定による特別徵収義務者に対する
通知（厚生労働大臣及び特定年金保険者並びに
地方公務員共済組合に係るものを除く。）は、
当該年度の初日の属する年の八月三十一日まで
にしなければならない。

第一項の規定による特別徵収義務者に対する
通知（厚生労働大臣に係るものに限る。）は、
当該年度の初日の属する年の七月三十一日まで
に、政令で定めるところにより、連合会及び指
定法人を経由してしなければならない。

第一項の規定による特別徵収義務者に対する
通知（特定年金保険者に係るものに限る。）は、
当該年度の初日の属する年の七月三十一日まで
に、政令で定めるところにより、連合会、指
定法人及び厚生労働大臣を経由してしなければな
らない。

第一項の規定による特別徵収義務者に対する
通知（地方公務員共済組合に係るものに限る。）
は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日
までに、政令で定めるところにより、連合会、指
定法人及び地方公務員共済組合連合会を経由
してしなければならない。

厚生労働大臣は、日本年金機構に、第一項の
規定による通知の受理に係る事務（第五項の規
定による経由に係る事務を含み、当該受理を除
く。）を行わせるものとする。

厚生年金保險法第百条の十第二項及び第三項
の規定は、前項に規定する事務について準用す
る。

（特別徵収の方法によつて徵収した保險料額の
納入の義務等）

第八条 第百三十七条 特別徵収義務者は、前条第一項の
規定による通知を受けた場合においては、同項
に規定する支払回数割保險料額を、厚生労働省
令で定めるところにより、当該年の十月一日か
ら翌年三月三十一日までの間において特別徵収
対象年金給付の支払をする際徵収し、その徵収
した日の属する月の翌月の十日までに、これを
当該市町村に納入する義務を負う。

3 地方公務員共済組合は、前項の規定により市町村に納入する場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

4 特別徴収義務者が、特別徴収対象年金給付の支払をする際特別徴収対象被保険者から徴収しなかつた保険料額に相当する額を第一項の規定により市町村に納入した場合においては、その徴収しなかつた保険料額に相当する額を、当該納入をしたとき以後に当該特別徴収対象被保険者に支払うべき当該特別徴収対象年金給付から控除することができる。

5 特別徴収義務者は、第百三十五条の規定により当該特別徴収義務者が徴収すべき保険料に係る特別徴収対象被保険者が当該特別徴収義務者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき保険料額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

6 特別徴収義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により徴収する支払回数割保険料額を、特別徴収対象被保険者に対して通知しなければならない。

7 特別徴収義務者（厚生労働大臣に限る。）は日本年金機構に、第一項及び第四項の規定による徴収及び納入に係る事務（当該徴収及び納入を除く。）を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第二百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

9 第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項及び第十三項の規定は第六項の規定による特別徴収義務者（厚生労働大臣に限る。）の通知について準用する。

（被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知）

第一百三十八条 市町村は、第百三十六条第一項の規定により支払回数割保険料額を特別徴収義務

者に通知した後に当該通知に係る特別徴収対象被保険者が被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該特別徴収義務者及び当該特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

2 第百三十六条第四項から第八項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらとの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特別徴収義務者は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以降特別徴収対象保険料額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、特別徴収義務者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険料徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市町村に通知しなければならない。

4 第百三十四条第七項から第十三項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。
(普通徴収保険料額への繰入)

第五百三十九条 市町村は、第一号被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により保険料を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する保険料額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第百三十三条の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

第一百四十條

3 市町村は、前項の規定により過誤納額を還付すべき場合において、当該第一号被保険者の未納に係る保険料その他この法律の規定による徵収金があるときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、当該過誤納額をこれに充当することができる。

(徴収)

4 第百四十条 市町村は、前年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間ににおける特別徴収対象年金給付の支払の際第百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額を徴収されていた第一号被保険者について、当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日までの間ににおいて当該支払回数割保険料額の徴収に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、当該支払回数割保険料額に相当する額を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 市町村は、前項に規定する第一号被保険者について、当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間ににおいて同項に規定する老齢等年金給付が支払われるときは、それぞれの支払に係る保険料額として、当該第一号被保険者に係る同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適當でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする）を、厚生労働省令で定めることにより、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

3 第百三十六条から前条まで（第百三十六条第二項を除く。）の規定は、前二項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定に關必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定による特別徴収については、前項において準用する第百三十六条の規定による通知があつたものとみなし、第二項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定に關必要な技術的読替えは、政令で定める。

(住所地特例対象施設に入所等中の被保険者の特例に係る特別徴収義務者への通知)

第一百四十二条 市町村は、その行う介護保険の特別徴収対象被保険者が住所地特例適用被保険者に該当するに至ったときは、速やかに、当該特

別徴収対象被保険者に係る特別徴収義務者に、

その旨を通知するものとする。

- 2 第百三十六条第四項から第八項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

- 第三百三十四条第二項から第六項までの規定により通知が行われた場合において、市町村が第百三十五条第二項から第六項まで

の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときの特別徴収額の通知、特別徴収の方法によつて徴収した保険料額の納入の義務その他の取扱いについては、政令で定める。

(保険料の減免等)

- 第三百四十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

- 第三百四十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金(第百五十条第一項に規定する納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)については、地方税法第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十一条の四の規定を準用する。

(滞納処分)

- 第三百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

- 第三百四十五条 市町村は、保険料納付原簿を備え、これに第一号被保険者の氏名、住所、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

(条例等への委任)

- 第三百四十六条 この節に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収等に関する事項(特別徴収に関するものを除く。)は政令で定める基準に従つて条例で、特別徴収に関して必要な事項は

政令又は政令で定める基準に従つて条例で定める。

第二節 財政安定化基金等

(財政安定化基金)

都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。

- 一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定める。

イ、イに掲げる額(イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする)の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

三 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 予定保険料収納額 市町村において当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の計画期間(以下「計画期間」という。)中に収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、財政安定化基金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額にて準用する。

二 実績保険料収納額 市町村において計画期間中に介護給付及び予防給付を受けた額

三 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、市町村から財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

四 基金事業対象費用額 市町村において計画期間中に介護給付及び予防給付に要した費用の額、地域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

五 基金事業交付額 市町村が計画期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額

六 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

七 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村から財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を負担する。

八 財政安定化基金から生ずる収入は、すべて財政安定化基金に繰り入れなければならない。

二 実績保険料収納額 市町村において計画期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要した費用の額並びに基金事業借入金の規定による都道府県からの借入金(以下この項及び次条において「基金事業借入金」という。)の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

三 実績保険料収納額 市町村において計画期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額並びに基金事業借入金の償還に要する費用の額の合計額と均衡

域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要する費用の額として政令で定めるところにより算定したものとして政令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象収入額 市町村の介護保険に関する特別会計において計画期間中に収入した金額(第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。)の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額、地域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要する費用の財源について、政令で定めるところにより、他の業界借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

四 前項において同じ。地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用並びに基金事業借入金の償還に要する費用の財源について、政令で定めるところにより、他の業界借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

五 前項の調整保険料率は、市町村相互財政安定化事業を行う市町村(以下この条及び次条第二項において「特定市町村」という。)のそれぞれが、それぞれの第一号被保険者に対し、当該市町村と共にして、調整保険料率に基づき、市町村相互間において調整する事業(以下この条及び次条において「市町村相互財政安定化事業」という。)を行うことができる。

六 前項の調整保険料率は、市町村相互財政安定化事業を行う市町村(以下この条及び次条第二項において「特定市町村」という。)のそれぞれが、それぞれの第一号被保険者に対し、当該市町村と共にして、調整保険料率により算定した保険料額によつて保険料を課するとしたならば、当該特定市町村につき事業実施期間(市町村相互財政安定化事業を実施する期間として特定市町村が次項の規約により定める三年を一期とする期間をいう。以下この項及び第四項において同じ。)において収納される保険料の額の合計額が、当該事業実施期間における当該特定市町村の介護給付及び予防給付に要する費用の額(当該介護給付及び予防給付に要する費用の額につき第百二十一條第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条第一項及び第百二十五条第一項の規定により、国、都道府県、市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付する費用の額を除く。)、地域支援事業に要する費用の額につき第百二十二条の二第一項、第二項及び第四項、第百二十三条第三項及び第四項並びに第百二十六条第一項の規定により、国、都道府県、市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付する額(社会福祉法第六条の八(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第百六条の九(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定により交付する額を含む。)を除く。財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金の償還に要する費用の額の合計額と均衡

給付に要する費用(第四十三条第三項、第四十条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づき条例を定めている市町村に係る部分に限る。)を除く。財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金の償還に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象収入額 市町村の介護保険に関する特別会計において計画期間中に収入した金額(第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。)の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額、地域支援事業に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の財源について、政令で定めるところにより、他の業界借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

四 前項において同じ。地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用並びに基金事業借入金の償還に要する費用の財源について、政令で定めるところにより、他の業界借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

五 前項の調整保険料率は、市町村相互財政安定化事業を行う市町村(以下この条及び次条第二項において「特定市町村」という。)のそれぞれが、それぞれの第一号被保険者に対し、当該市町村と共にして、調整保険料率に基づき、市町村相互間において調整する事業(以下この条及び次条において「市町村相互財政安定化事業」という。)を行うことができる。

六 前項の調整保険料率は、市町村相互財政安定化事業を行う市町村(以下この条及び次条第二項において「特定市町村」という。)のそれぞれが、それぞれの第一号被保険者に対し、当該市町村と共にして、調整保険料率により算定した保険料額によつて保険料を課するとしたならば、当該特定市町村につき事業実施期間(市町村相互財政安定化事業を実施する期間として特定市町村が次項の規約により定める三年を一期とする期間をいう。以下この項及び第四項において同じ。)において収納される保険料の額の合計額が、当該事業実施期間における当該特定市町村の介護給付及び予防給付に要する費用の額(当該介護給付及び予防給付に要する費用の額につき第百二十一條第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条第一項及び第百二十五条第一項の規定により、国、都道府県、市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付する費用の額を除く。)、地域支援事業に要する費用の額につき第百二十二条の二第一項、第二項及び第四項、第百二十三条第三項及び第四項並びに第百二十六条第一項の規定により、国、都道府県、市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付する額(社会福祉法第六条の八(第一号から第三号までに係る部分に限る。)及び第百六条の九(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定により交付する額を含む。)を除く。財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金の償還に要する費用の額の合計額と均衡

医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額（医療保険者が合併、分割及び解散をした場合における納付金の額の特例）。

第一百五十四条 合併又は分割により成立した医療保険者、合併又は分割後存続する医療保険者及び解散をした医療保険者の権利義務を承継した医療保険者に係る納付金の額の算定の特例については、政令で定める。

（納付金の額の決定、通知等）

第一百五十五条 支払基金は、各年度につき、各医療保険者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各医療保険者に対し、その者が納付すべき納付金の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

3 支払基金は、医療保険者が納付した納付金の額が、前項の規定による変更後の納付金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他の必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の納付金の額を超える場合には、その超える額について、未納の納付金の規定期限による変更後の納付金の額を超える場合に、その執行を停止し、又は猶予した期間に対する部分の金額に限る。

二 延滞金の額が百円未満であるとき、延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その執行を停止し、又は猶予した期間に対する部分の金額に限る。

三 納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（納付の猶予）

第一百五十六条 支払基金は、医療保険者が、納付すべき期限までに納付金を納付しないときは、督促及び滞納処分。

2 支払基金は、前項の規定により督促をするときは、当該医療保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第一百五十七条 前条第一項の規定により納付金の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付があつた納付金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の納付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対する部分の金額に限る。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 紳付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（納付の猶予）

第一百五十八条 支払基金は、やむを得ない事情により、医療保険者が納付金を納付するが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療保険者の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2 支払基金は、前項の規定により督促を受ける。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

（督促及び滞納処分）

第一百五十九条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における医療保険納付対象額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による通知の事務を連合会に委託することができる。

（通知）

第一百六十条 支払基金は、社会保険診療報酬支払（支払基金の業務）

（支払基金の業務）

第一百六十一条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条规定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 医療保険者から納付金を徴収すること。

二 市町村に対し第百二十五条第一項の介護給付費交付金を交付すること。

三 市町村に対し第百二十六条第一項の地域支援事業支援交付金を交付すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条规定する業務及び前項各号に掲げる業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第百十五条の四十七第十項の規定により市町村から委託を受けて行う第百十五条の四十五第二項第七号に掲げる事業を行ふこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

三 前二項に規定する業務は、介護保険関係業務といふ。

（業務の委託）

第一百六十二条 支払基金は、介護保険関係業務に受けて、介護保険関係業務の一部を医療保険

業者があつて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報

3 支払基金は、第一項の規定による督促を受けた医療保険者がその指定期限までにその督促状に係る納付金及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

（延滞金）

3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る納付金につき新たに第百五十六条第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

4 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

（報告等）

3 支払基金は、医療保険者に対し、その猶予期間内は、その猶予に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項にに関する報告を求めるほか、第百六十条第一項第一号に掲げる業務に關し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

（区分経理）

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

（業務方法書）

3 支払基金は、介護保険関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

4 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

（業務方法書）

3 支払基金は、介護保険関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

4 支払基金が第百六十条第二項に規定する業務を行う場合における社会保険診療報酬支払基金法第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「収支予算」とあるのは、「収支予算（介護保険法）（平成九年法律第百二十三号）第百六十条第二項に規定する業務に関するものを含む。」とする。

（財務諸表等）

3 支払基金は、介護保険関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、介護保険事業の円滑な運営に資する事業

(議決権の特例)

第五百七十七条 連合会が前条の規定により行う業務(以下「介護保険事業関係業務」という。)については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特段の定めをすることができる。

(区分経理)

第五百七十八条 連合会は、介護保険事業関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(第十一章 介護給付費等審査委員会)

(給付費等審査委員会)

第五百七十九条 第四十一一条第十項(第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の三第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。)並びに第百十五条の四十五の三第六項及び第百十五条の四十七第七項の規定による委託を受けて介護給付費請求書及び介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費等審査委員会(以下「給付費等審査委員会」という。)を置く。

(給付費等審査委員会の組織)

第五百八十一条 給付費等審査委員会は、規約で定めるそれぞれ同数の介護給付等対象サービス担当者(指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定地城密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を担当する者をいう。第三項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者(指定事業者において第一号事業を担当する者は受託者において介護予防・日常生活支援総合事業を担当する者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。前項の委嘱は、連合会が委嘱する。

前項の委嘱は、介護給付等対象サービス担当者又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者を代表する委員及び市町村を代表する委員につ

いては、それぞれ関係団体の推薦によって行わなければならない。

(給付費等審査委員会の権限)

第五百八十二条 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設の開設者若しくは管理者若しくはその長若しくは当該指定居宅サービスの事業若しくは指定介護予防サービスの事業に係る事業所若しくは介護保険施設における介護給付等対象サービス担当者に対し、出頭若しくは説明を求めることができる。

第五百八十三条 保険給付に関する処分(被保険者の給付費等審査委員会は、介護給付費請求書又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、市町村長の承認を得て、当該指定地城密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定事業者若しくは受託者に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は出頭若しくは説明を求めることができる。)に関する処分に当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者その他のこの法律の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)に関する処分に不服ある者は、介護保険審査会に審査請求をすることができる。

(審査請求)

第五百八十四条 保険審査会は、時効の完成猶予及び更新証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。又は保険料その他この法律の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)に関する処分に不服ある者は、介護保険審査会に審査請求をすることができる。

(審査請求)

第五百八十五条 保険審査会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

(組織)

第五百八十六条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の任期)

第五百八十七条 保険審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選舉する会長一人を置く。

(会長)

第五百八十八条 保険審査会に、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件に關し、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

(専門調査員)

第五百八十九条 保険審査会は、会長、被保険者を代表する委員及び市町村を代表する委員の全員並びに会長以外の公益を代表する委員のうちから保険審査会が指名する二人をもつて構成する合議体で、審査請求(要介護認定又は要支援認定期間に関する処分に対するものを除く。)の事件を取り扱う。

(合議体)

第五百九十条 前条第一項の合議体は、被保険者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の、同条第二項の合議体は、これを構成するすべての委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(合議体)

第五百九十二条 前条第一項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第五百九十三条 前条第二項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもつて決する。

(管轄保険審査会)

第五百九十四条 審査請求は、当該処分をした市町村をその区域に含む都道府県の保険審査会に對してしなければならない。

(管轄保険審査会)

第五百九十五条 審査請求が管轄違いであるときは、保険審査会は、速やかに、事件を所轄の保険審査会に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

(管轄保険審査会)

第五百九十六条 委員は、再任されることができる。

(再任)

第五百九十七条 保険審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選舉する会長一人を置く。

(会長)

第五百九十八条 保険審査会に、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件に關し、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

(専門調査員)

第五百九十九条 保険審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定によ

求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

(厚生労働省令への委任)

第五百九十九条 保険審査会は、会長、被保険者を代表する委員及び市町村を代表する委員の全員並びに会長以外の公益を代表する委員のうちから保険審査会が指名する二人をもつて構成する合議体で、審査請求(要介護認定又は要支援認定期間に関する処分に対するものを除く。)の事件を取り扱う。

(合議体)

六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文、第五十八条第一項若しくは第一百十五条の四十五第三項の指定又は第九十四条第一項若しくは第一百七条第一項の許可に關し必要があるると認めるときは、これらに係る申請者若しくは開設者若しくはその役員又は病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは第九十四条第三項第十一号若しくは第一百七条第三項第十四号に規定する使用者の保険料等の納付状況につき、該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

(大都市等の特例)

第二百三条の二 この法律中都道府県が處理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定める指定都市等に適用があるものとする。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二百三条の三 第百条第一項又は第一百四十二条の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設又は介護医療院に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合においては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が当該事務を行なうときは、相互に密接な連携の下に行なうものとする。

(事務の区分)

第二百三条の四 第百五十六条第四項、第一百七十二条第一項及び第三項並びに第一百九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第二百三条の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第二百四条 (実施規定) この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第二百四章 詐則

第二百五条 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付費等審査委員会若しくは保険審査会の委員、保険審査会の専門調査員若しくは連合会若しくは連合会から第四十一条第一項(第四十二条の二、第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む)、第一百五十五条の四十五の三第十七項若しくは第一百五十五条の四十七第八項の規定により第四十一条第九項、第四十二条の二第二项、第五十九条、第五十四条の二第二项、第五十六条第六項、第四十八条第六項、第五十五条の三第七項、第五十三条第六項、第五十四条の二第二项、第五十八条第六項、第六十条の三第七項、第一百五十五条の四十五の三第五項若しくは第一百五十五条の四十七第七項に規定する審査及び支払に関する事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者が、正当な理由がなく、職務上知り得た指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者若しくは居宅サービス等を行つた者若しくは第一号事業を行う者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十四条の二第三項、第二十四条の三第二項、第二十八条第七項(第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十三条の二第二項、第三十三条规定による定第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条规定による定第三項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む)、第六十九条の十七第一項、第六十九条の二十八第一項、第六十九条の三十一項、第六十九条の三又は第一百四十四条の三又は第一百四十二条第一項各号に掲げる事項以外の虚偽の広告をし、又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定による定めに違反したときは。

2 第百一条又は第一百二条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

3 第百十二条第一項各号に掲げる事項以外の事項を広告し、同項各号に掲げる事項に関し虚偽の広告をし、又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定による定めに違反したときは。

4 第百十四条の三又は第一百四十四条の四第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 第百六十三条の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

2 第百七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第百六十九条の二十一第一項若しくは第二百五十五条の四十八第五項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁又は百万円以下の罰金に処する。

2 第百六十九条の二十四第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした支払基金又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百五十五条の二 第六十九条の二十四第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁又は百万円以下の罰金に処する。

第二百五十五条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百十八条の七の規定に違反して、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第百十八条の九の規定による命令に違反したとき。

第二百五十五条の四 第二百一条の二第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十八条第一項各号に掲げる事項以外の事項を広告し、同項各号に掲げる事項に関し虚偽の広告をし、又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定による定めに違反したとき。

2 第百一条又は第一百二条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

3 第百十二条第一項各号に掲げる事項以外の事項を広告し、同項各号に掲げる事項に関し虚偽の広告をし、又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定による定めに違反したとき。

4 第百十四条の三又は第一百四十四条の四第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 第百六十三条の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

2 第百七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした支払基金又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第百六十九条の二十四第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした支払基金又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定による命令に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたときは。

二号被保険者標準報酬総額の見込額、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。

4 第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二号被保険者標準報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額とする。

5 第一項各号の負担調整見込額は、当該各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額とする。

6 第一項各号の補正後概算加入者割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者の見込数で除して得た額とする。第一項各号の負担調整見込額は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額とする。

7 第一項及び前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に乘じて得た額とする。

8 第五項及び第六項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者（第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

定める者であるもの（以下「特定第一号被保険者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数に年度ごとに特定第一号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した月数との合計とする。

一 健康保険法の規定による被保険者その同

法に規定する標準報酬月額と、同法に規定す

る標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各

年度の加入月数で除して得た額との合計額

とする。

二 船員保険法の規定による被保険者その同

法に規定する標準報酬月額と、同法に規定す

る標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各

年度の加入月数で除して得た額との合計額

とする。

三 国立学校教職員共済組合法に基づく共済組合の組合員その同法に規定する標準報酬の月額

と、同法に規定する標準期末手当等の額の当

該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で

除して得た額との合計額が、十万円に満た

ない者及びその被扶養者

四 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員その同法に規定する標準報酬の月

額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当

該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で

除して得た額との合計額が、十万円に満た

ない者及びその被扶養者

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学

校教職員共済制度の加入者その同法に規定

する標準賞与額と、同法に規定する標準賞

与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加

入月数で除して得た額との合計額が、十万千

円に満たない者及びその被扶養者

六 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第

款の規定により厚生労働大臣が定める国民

健康保険組合の組合員その健康保険法に規

定する標準報酬月額に相当するものとして厚

生労働省令で定めるものと、同法に規定する

標準賞与額に相当するものとして厚生労働省

令で定めるものの当該各年度の合計額を当該

各年度の加入月数で除して得た額との合計額

が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

が、前項の加入月数は、健康保険法の規定による

被保険者船員保険法の規定による被保険者、

国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による

の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であつた期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の各月度における被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例）

第十三条 平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る確定納付金の額は、第百五

百五十三条第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 確定負担調整基準超過保険者（確定総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額との合計額が、十万円に満たない者及びその被扶養者

二 船員保険法の規定による被保険者その同

法に規定する標準報酬月額と、同法に規定す

る標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各

年度の加入月数で除して得た額との合計額

とする。

三 国立学校教職員共済組合法に基づく共済組合の組合員その同法に規定する標準報酬の月額

と、同法に規定する標準期末手当等の額の当

該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で

除して得た額との合計額が、十万円に満た

ない者及びその被扶養者

四 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員その同法に規定する標準報酬の月

額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当

該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で

除して得た額との合計額が、十万円に満た

ない者及びその被扶養者

五 第一項各号の負担調整額は、当該各年

度における被用者保険等保険者に係る第二号被

保険者の見込数で除して得た額との合計額

が、当該各年度における被用者保険等保険者に

係る第二号被保険者の見込数で除して得た額

との合計額とする。

六 第一項各号の確定総報酬割納付金の額は、当該各年

度における被用者保険等保険者に係る第二号被

保険者の見込数で除して得た額との合計額

が、当該各年度における被用者保険等保険者に

係る第二号被保険者の見込数で除して得た額

との合計額とする。

七 第二項及び前項の被用者保険等保険者に係る

補正前確定納付金総額は、当該各年度における

全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予

防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額

の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た額に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

八 第五項及び第六項の補正後第二号被保険者

は、第二号被保険者（特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及びその被扶養者

の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。

一 第一項第一号の負担調整額は、第二号被保

保険者標準報酬総額（第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及びその被扶養者

の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。

二 第一項第一号の負担調整額は、第二項に

規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労

働省令で定めるところにより算定した当該各

年度における被用者保険等保険者に係る第二号被

保険者の見込数で除して得た額を控除して得た額

とする。

三 第一項第一号の負担調整額は、第二項に

規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労

働省令で定めるところにより算定した当該各

年度における被用者保険等保険者に係る第二号被

保険者の見込数で除して得た額を控除して得た額

とする。

四 第一項第一号の負担調整額は、第二項に

規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労

働省令で定めるところにより算定した当該各

年度における被用者保険等保険者に係る第二号被

保険者の見込数で除して得た額を控除して得た額

とする。

五 第一項第一号の負担調整額は、第二項に

規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労

働省令で定めるところにより算定した当該各

年度における被用者保険等保険者に係る第二号被

保険者の見込数で除して得た額を控除して得た額

とする。

六 第一項第一号の負担調整額は、第二項に

規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労

働省令で定めるところにより算定した当該各

年度における被用者保険等保険者に係る第二号被

保険者の見込数で除して得た額を控除して得た額

とする。

七 第一項第一号の負担調整額は、第二項に

規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労

働省令で定めるところにより算定した当該各

年度における被用者保険等保険者に係る第二号被

保険者の見込数で除して得た額を控除して得た額

3 2 1
を受けたものとみなされた者を除く。)若しくは介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)は、施行日に、新介護保険法第四十一条第一項本文若しくは介護保険法第四十六条第一項若しくは第十四条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該指定居宅サービス事業者等が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護(旧老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他旧介護保険法第七条第十六項の厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が同条第三項に規定する要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもののうち、その入居定員が二十九人以下であるものにおいて行うものに限る。)の事業を行つ者については、施行日に、当該事業を行つる事業所の所在地の市町村の長(施行日の前日において当該市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。)が行う介護保険の被保険者がこれらのサービスを利用している場合には、当該他の市町村の長)から、新介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

この法律の施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の指定を受けている指定介護老人福祉施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものの開設者は、施行日に、当該指定介護老人福祉施設の所在地の市町村の長(施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該指定介護老人福祉施設に入所している場合には、当該他の市町村の長)から、新介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。

第十一條 施行日において前条第一項本文又は第

第十一條 施行日において前条第一項本文又は第三項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文若しくは介護保険法第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた指定期定介護老人福祉施設の開設者、指定介護療養型医療施設の開設者又は介護老人保健施設の開設者が開設する当該指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設(以下この条において「旧指定介護老人福祉施設等」という。)に入所し、又は入院し、旧介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費用を受けていた者(以下「旧入所者」という。)であつて、施行日以後厚生労働省令で定める期間内に新介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けたもの(厚生労働省令で定める要支援状態区分(新介護保険法第七条第二項に規定する要支援状態区分をいう。)に該当する者に限り、施行日から起算して三年間限り、施行日以後引き続き当該旧指定介護老人福祉施設等に入所し、又は入院している間(当該旧指定介護老人福祉施設等に係る新介護保険法第七十八条の九、第九十二条第一項、第一百四十三条第一項、第一百四十四条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定による指定又は許可の取消その他やむを得ない理由により、当該旧指定介護老人福祉施設等に継続して一以上の他の新介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設又は新介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設(以下この条において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。)に入所し、又は入院した旧入所者にあつては、当該一以上の他の地域密着型介護老人福祉施設等に継続して入所し、又は入院している間を含む。)は、新要介護認定を受けたものとみなして、新介護保険法第四十二条の二及び第四十八条の規定を適用する。

第十三条 この法律の施行の際に現に健康保険法

第十三条 この法律の施行の際現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定による特定承認保険医療機関若しくは保険薬局の指定を受けている病院若しくは診療所の開設者については、施行日に、当該病院・診療所又は薬局により行われる新介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス（病院又は診療所においては介護予防居宅療養管理指導（同条第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。以下この条において同じ。）その他厚生労働省令で定める種類の新介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに限り、薬局においては介護予防居宅療養管理指導に限る。）に係る新介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第五十五条

則第九条の規定によりなお従前の例とされる場合におけるこの法律の施行に対する罰則の適用についてはの例による。

第五十六條

三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

三

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する日（施行期日）

(助教授)
行する。

第二条 次に掲げる法律の規定の適用について
は、この法律の施行前における助教授としての

一
から上

十四
号) 介護保険法(平成九年法律第二百二十三
付 別表 (平成一七年七月二六日法建第八)

二〇

る。この法律は、会社法の施行の日以後の会社法の施行

- 6 -

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から（施行期日）

（無尽業
ら施行せ

第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第

条、第二

百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる書き見立の適用について、限行、

の預金

一七一

新介護保険法第四十二条第一項	新介護保険法第四十四条第一項
一項第二号	二条第二項
新介護保険法第五十四条第一項第二号	新介護保険法第五十五条第一項
新介護保険法第七十四条第一項及び第二項	新介護保険法第七十七条第一項
新介護保険法第七十八条第一項及び第二項	新介護保険法第七十九条第一項
新介護保険法第八十八条第一項及び第二項	新介護保険法第八十九条第一項
新介護保険法第九十七条第一項から第三項まで	新介護保険法第九十八条第一項
新介護保険法第一百五十五条の第一項及び第二項	新介護保険法第一百五十六条の四第三項
新介護保険法第一百十五条の第一項及び第二項	新介護保険法第一百五十七条の四第三項
新介護保険法第一百五十五条の第二項	新介護保険法第一百五十六条の四第三項

は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

施行期目
第一条

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

施設に該当するものを除く。)に入居している
旧介護保険法第十三条第一項に規定する住所地
特例対象被保険者については、なお従前の例に
よる。

第六条 新介護保険法第七十条第二項（新介護保険法第七十条の二第四項（新介護保険法第七十条の二第十二、百第十五条の十一、百第十五条の三十一において準用す

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧介護保険法第七十条第一項（旧介護保険法第七十条の二第四項（旧介護保険法第七十七条第一項（百五十五条の二十一及び百五十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第一項、第十九条第一項（旧介護保険法第七十九条の二第二項（百五十五条の二十一及び百五十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。））

る場合(を含む)において準用する場合(を含む)。第七十八条の二第四項(新介護保険法第十七条の十四第三項において準用する場合を含む)、第七十九条第二項(新介護保険法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む)、第八十条第二項(新介護保険法第八条の二第四項において準用する場合を含む)、第一項(第三項)、(六)準用する場合(を含む)。

第三条 第四十二条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

の二十二第一項の指定若しくは指定の更新の申請又は許可若しくは許可の更新の申請であつて、二つの法律の施行の際、旨三告げては旨三の

第七条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十条第二項第一

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

条、第二十七条（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十九号）第一百六十六条の「第一項第六号の改正規定（同条第二十二項）を「同法第八条第二十四項」に改める部分を除く。）に限る。）、第十八条、第三十四条（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第五号の改正規定（同条第二十二項）を「同法第八条第二十四項」に改める部分を除く。）

る場合を含む)において準用する場合を含む)、第七十七条第一項、第七十八条の二第四項

る当該市町村に係る新介護保険法第四十二条の

(検討)
第四十六条 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十八、第二十四条の十二及び第四十五条、新老人福祉法第十七条、新介護保険法第四十二条、第五十四条、第七十四条、第七十八条の四、第八十八条、第九十七条、第一百十五条の四

第八条第二十四項に改める部分を除く。)に限る。)及び第三十五条の規定(この法律の施行の日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行の日)のいずれか遅い日

及び第一百五十五条の十四、改正後旧介護保険法第百十条、新障害者自立支援法第三十条、第四十三条、第四十四条、第八十条及び第八十四条並びに第二十条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条の規定並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国が行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔介護保険法の一部改正に伴う経過措置〕

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第十三条第一項第一号に掲げる特定施設（第一条の規定によ

附則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄

る改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第十三条第一項第二号に掲げる特定

で定めるものにより刑に処せられた者について
は、適用しない。

保険法第八十六条第一項の規定の適用について
は、同項中「三十人以上であつて都道府県の条

例で定める数であるもの」とあるのは、「三十人以上であるもの」とする。

5 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第百十五條の二第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

6 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第百十五條の十二第二項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第百十五條の十二第二項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

第八条 新介護保険法附則第九条の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに入所している介護保険の被保険者(同項に規定する変更前)が該変更前介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者に限る。)であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所した際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第九条 この法律の施行のために必要な条例の制定又は改正、新介護保険法第二十四条の三第一項の指定の手続、新介護保険法第七十八条の二の規定による新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定の手続(定期巡回・臨時対応型訪問介護看護及び複合型サービスに係るものに限る)、新介護保険法第七十八条の十三第一項の規定による新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(調整規定)
第四十九条 施行日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行日の前日までの間における新介護保険法第百十八条第六項及び改正後の平成十八年旧介護保険法第百十八条第六項の規定の適用については、これらの規定中「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項」とあるのは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三条の二第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)
第五十条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした

行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年八月三十日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第一一二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三一日法律第二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定
(施行期日)
二 及び三 略

四 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第三条中厚生年金保険法第二十一條第一項第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十号、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定

規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条第二項の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第一項の改正規定、同法附則第六条、第八条、第九条及び第十三条第二项第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百四十四条の二の改正規定、同法第一百六十条第一項及び第一百四十四条の十第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十六条第一項及び第一百四十四条の二の改正規定、同法第三十九条第三号の改正規定を除く)、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定(附則第七条第一項)を「附則第九条第一項」に改める部分を除く)、及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに第二十六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに第二十七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに次条第一項及び附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定
(施行期日)
二 及び三 略

五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第五十二条から第五十五条、第四十六条、第五十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条及び第六十二条の規定 平成二十八年十月一日 (検討等)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途とし、この法律の施行の状況等を勘査し、基礎部を改正する等の法律の趣旨にのつとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に関する制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのつとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に関する制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の三 平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者(国保法等一部改正法第三条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第二条の三 平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者(国保法等一部改正法第三条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第五十二条 平成二十七年度以前の年度の被用者保険等保険者(国保法等一部改正法第三条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第五十二条 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二十八条の規定による改正後の介護保険法(以下「改正後介護保険法」という。)附則第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後介護保険法第百五十二条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定される額となる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条 平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付

規定にあっては、当該規定の施行前にした

(罰則に関する経過措置)
第五十条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした

規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定

方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第一項及び附則第一項の規定による確定納付額とする。

金の額は、改正後介護保険法附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において同条の規定の適用がないものとして改正後介護保険法第百五十三条の規定を当該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

第五十二条の四 社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一条第五号に規定する規定の施行後遅延なく、平成二十八年度における各医療保険者に係る介護保険法の規定による納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

改正後介護保険法第百五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

第五十二条の五 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十四条第一項の場合にあっては、第五号施行日から同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う介護保険法の規定による地域支援事業については、改正後介護保険法附則第十二条第二項及び第十二条第二項中「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」とあるのは、「介護予防等事業医療保険納付対象額」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六三号）
抄
(施行期日)

第一回 あらすじ 第二回 あらすじ 第三回 あらすじ 第四回 あらすじ

施行期日) 一 条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年六月一四日法律第四四号) 抄

施行期日) 一 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二六号) 抄

一 略

一 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人目次の改正規定に限る。）及び第十六条（同法第六章の改正規定に限る。）に改める。

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十一条の二（第六十七条の七）／＼に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六十五条の次に一章を加える改正規定を除く。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十一条の規定並びに次条、附則第三条第一項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第一百四十二条の二の次に二条を加える改正規定中第一百四十二条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定（平成二十六年四月一日に改正後の介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

八条 厚生労働大臣は、第三十六条の規定によ

<p>第十八条 政府は、新介護保険法第四十七条、第五十九条、第七十九条、第八十一条、第一百五十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準を定めようとするときは、第三十六条の規定の施行の日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>(検討)</p> <p>第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p>	<p>2 第三十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">新介護保険法第四十七条第一項第一号</th><th style="text-align: left;">同条第二項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">新介護保険法第五十九条第一項第一号</td><td style="text-align: left;">同条第一項</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">新介護保険法第七十九条第二項第一号</td><td style="text-align: left;">同条第三項</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">新介護保険法第八十一条第一項及び第二項</td><td style="text-align: left;">同条第三項</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">新介護保険法第一百十五条の二十二第二項第一号</td><td style="text-align: left;">同条第三項</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">新介護保険法第一百十五条の二十四第一項及び第二項</td><td style="text-align: left;">同条第三項</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">新介護保険法第一百十五条の四十六第四項</td><td style="text-align: left;">同条第五項</td></tr> </tbody> </table> <p>3 第三十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第一百八十九条第三項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>	新介護保険法第四十七条第一項第一号	同条第二項	新介護保険法第五十九条第一項第一号	同条第一項	新介護保険法第七十九条第二項第一号	同条第三項	新介護保険法第八十一条第一項及び第二項	同条第三項	新介護保険法第一百十五条の二十二第二項第一号	同条第三項	新介護保険法第一百十五条の二十四第一項及び第二項	同条第三項	新介護保険法第一百十五条の四十六第四項	同条第五項
新介護保険法第四十七条第一項第一号	同条第二項														
新介護保険法第五十九条第一項第一号	同条第一項														
新介護保険法第七十九条第二項第一号	同条第三項														
新介護保険法第八十一条第一項及び第二項	同条第三項														
新介護保険法第一百十五条の二十二第二項第一号	同条第三項														
新介護保険法第一百十五条の二十四第一項及び第二項	同条第三項														
新介護保険法第一百十五条の四十六第四項	同条第五項														

附 則（平成二六年六月四日法律第五一）

号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

二 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

四条の規定 平成三十年四月一日

まで、第百十五条の三十五及び第一百八十二条の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十一条の規定

第二条 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地域密着型介護老人福祉施設等に関する経過措置）

第九条 第三号施行日の前日において介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設（以下この条において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）に入所し、第五条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「第三号旧介護保険法」という。）第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費又は第三号旧介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費を受けていた要介護被保険者（以下「要介護旧入所者」という。）については、第三号施行日以後引き続ま得ない理由により、当該地域密着型介護老人福祉施設等に入所している間（当該地域密着型介護老人福祉施設等に係る介護保険法第七十八条の十又は第九十二条第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該地域密着型介護老人福祉施設等に継続して一以上の他の地域密着型介護老人福祉施設等に入所した要介護旧入所者にあっては、当該一以上の他の地域密着型介護老

人福祉施設等に継続して入所している間を含む。)は、第五条の規定(同号に掲げる改正規定による)による改正後の介護保険法(以下「第三号新介護保険法」という。)第八条第二項に規定する保険者とみなして、第三号新介護保険法第四十一条の二及び第四十八条の規定を適用する。

(介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置)

第十一条 第三号施行日(附則第十四条第一項の規定による)にあつては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日の翌日)前に行われた第三号旧介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「介護予防訪問介護」という。)及び同条第七項に規定する介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)に係る第三号旧介護保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第十二条 第三号施行日の前日(附則第十四条第三項の規定による)にあつては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日)において厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、当該要支援認定の有効期間(介護保険法第三十三条第一項に規定する有効期間をいう。)の末日その他の平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて厚生労働省令で定める日までの間は、第三号新介護保険法第八条の二第一項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定は適用せず、第三号旧介護保険法第八条の二第一項、第二項及び第五十七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(住所地特例対象被保険者に関する経過措置)

第十二条 第三号新介護保険法第十三条第一項の規定は、第三号施行日以後に同項第二号に掲げる特定施設に該当する施設に入居をすることにより当該施設が所在する市町村(特別区を含む。(以下「同じ。)以外の市町村の区域内に住所を有していと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設が所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

十六第一項（第一号介護予防支援事業に係る部分に限る）、第一百十五条の四十七第四項から第七項まで及び第九項、第一百二十二条の二、第一百二十三条第三項、第一百二十四条第三項、第一百六十六条第一項、第一百五十二条並びに第一百五十三条の規定は適用せず、第三号旧介護保険法第一百五十五条の四十五第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る）、第二項及び第七項、第一百五十四条の四十七第四項から第七項まで、第一百二十二条の二、第一百二十三条第三項、第一百二十四条第三項、第一百五十三条、第一百二十六条第一項、第一百五十二条並びに第一百五十三条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、特定市町村が行う介護保険の被保険者（当該特定市町村の区域内に所存する第三号新介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設に入所し、又は入居する他の市町村が行う介護保険の同条第三項に規定する住所地特例適用被保険者を含む。）に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、当該特定市町村の前項の条例で定める日までの間は、第三号新介護保険法第八条の二第一項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定は適用せず、第三号旧介護保険法第八条の二第一項、第二項及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十四条第三項の規定は、なおその効力を有する。

3 第三号施行日前に市町村が第三号新介護保険法第一百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業を実施する医療に関する専門的知識を有する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から当該事業を行なうことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定め場合にはあっては、第三号施行日以後第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間ににおいて当該市町村の当該条例で定める日までの間は、当該市町村が行う第三号新介護保険法の規定による地域支援事業については、同項（同号に掲げる部分に限る。）及び第三号新介護保険法第一百十五条の四十五の十の規定は、適用しない。

4 第三号施行日前に市町村が第三号新介護保険法第一百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から当該事業を行なうことが困難であると認めてその旨を当該市町村

十五条第一項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基
金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十
一条及び附則第六条から第九条まで、第六十
二条、第十八条、第二十六条、第五十九条、
第六十二条及び第六十七条から第六十九条ま
での規定 公布の日

二 略

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附
則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及
び第二十八条の規定、附則第五十三条中介護
保険法附則第十一条の改正規定並びに附則第
六十条、第六十三条及び第六十六条の規定
平成二十九年四月一日

(介護保険法の一一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 平成二十九年度以前の各年度の市町
村に係る概算納付金及び平成二十七年度以前の
各年度の市町村に係る確定納付金については、
なお従前の例による。

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

附 則 **（平成二八年一一月二四日法律第八四号）抄**

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 **（平成二八年一一月二六日法律第一一四号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

附 則 **（平成二九年六月二日法律第四五号）**

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則 **（平成二九年六月二日法律第五二号）**

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条 中介護保険法第百五十二条及び第一百五十三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

二 第一条 中介護保険法第百五十二条及び第一百五十三条の改正規定、同法第二百二十二条第一項、第二百三十三条第一項及び第二百四十四条第三項の改正規定（同法附則第十一条及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十三条を同法附則第十五条とし、同法附則第十二条の次に二条を加える改正規定、第二条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）百第五十二条及び第百五十三条の改正規定、平成十八年旧介護保険法附則に二条を加える改正規定並びに平成十八年旧介護保険法附則に五百二十二条第一項、第二百三十三条第一項及び第二百四十四条第三項の改正規定（健康保険法第八十八条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条及び第四十四条の規定 平成二十九年七月一日（検討）

三 第一条 中介護保険法第四十九条の二、第五十条、第五十九条の二、第六十条及び第六十一条の改正規定並びに第二条中平成十八年旧介護保険法第四十九条の二、第五十条及び第六十九条の改正規定並びに附則第十七条及び第二十二条の規定 平成三十年八月一日（検討）

2 第二条 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（被用者保険等保険者等に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金に関する経過措置）

第三条 平成二十八年度以前の各年度における使用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）及び健康保険法第二十三条第一項の規定による保険者としての全

国健康保険協会（以下「日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会」という。）に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

国健康保険協会（以下「日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会」という。）に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第四条 平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の介護保険法（以下「第二号新介護保険法」という。）第一百五十二条第一項第一号及び附則第十一條第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第一条の規定による改正前の介護保険法（以下「第二号旧介護保険法」という。）附則第十一條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第五条 平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二号新介護保険法第一百五十二条第一項第二号の規定にかかるわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十一條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第六条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百一十九号）による社会保険診療報酬支払基金（附則第二十一条第一項において

一 略
イ及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「一千九百六十円」を「八百万円」に改める部分に限る。）、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百一十条、第一百四十四条並びに第一百四十九条の規定

（罰則に関する経過措置）

第一百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定（労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四四十二条に一項を加える改正規定を除く。）並びに

第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）
（罰則に関する経過措置）
第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げるる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
各号に定める日から施行する。
附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄
(施行期日)

二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第一十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項目の改正規定並びに附則第九十七条の規定公布の日

る指定居宅介護支援事業者の申請に係るものに
限る)の手続その他の行為は、施行日前にお
いても行うことができる。

第十六条

新介護保険法第百十五条の四十四の二
第二項の規定は、令和五年四月一日以後に始ま
る会計年度に係る事項について適用する。

第十七条

支払基金は、附則第一条第六号に掲げ
る規定の施行の日前においても、第十四条の規
定による改正後の介護保険法第百六十条第二項
に規定する業務の実施に必要な準備行為をする
ことができる。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに規定するも
ののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措
置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令
で定める。

別表
(第六十九条の十三関係)

科目	試験委員
一　この法律 その他の法律 令に関する科 目	一　学校教育法(昭和二十二年法 律第二十六号)による大学において 健健者しくは福祉に関する科目
二　居宅サ ー ビス計 画、施 設サービス 計 画及び 介護予 防サービ ス計 画に 関する科 目	二　居宅サ ー ビス計 画、施 設サービス 計 画及び 介護予 防サービ ス計 画に 関する科 目
三　介護給付 等対象サービ ス及び福祉サ ー ビスに 関する科 目	三　介護給付 等対象サービ ス及び福祉サ ー ビスに 関する科 目
四　要介護認 定及び要支 援認定に 関する科 目	四　要介護認 定及び要支 援認定に 関する科 目
備考	上欄に掲げる科目についての試験の問題 及び合格の基準は、介護支援専門員実務研修を 受講するために必要な専門的知識及び技術を有 するかどうかを判定するためのものであること。